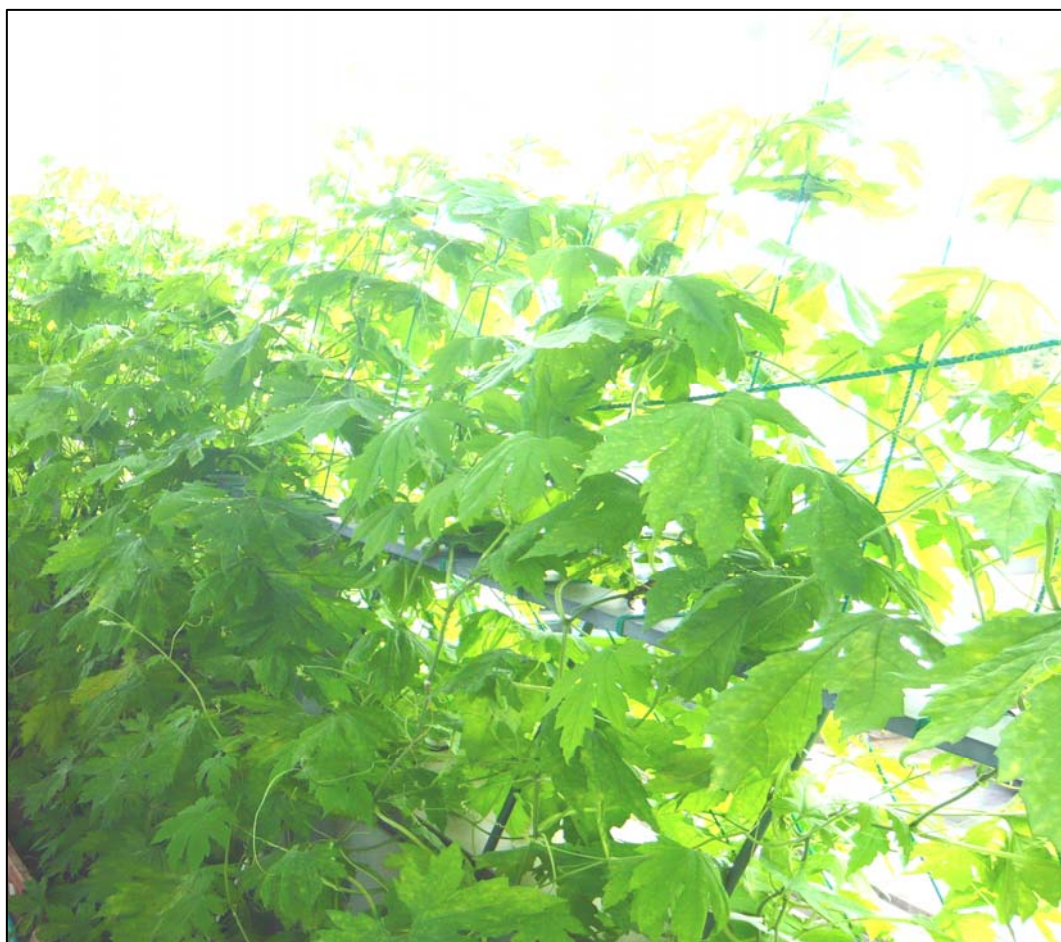


平成24年度版

# 春日市環境報告書

環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する  
施策の実施状況に関する年次報告書



平成26年2月

---

---

## 春日市環境報告書（平成24年度版）について

---

---

本報告書は、春日市環境基本条例第11条第1項に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの、「春日市環境基本計画」、「春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第3期エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）」に位置づけられた各種施策及び事業の実施状況をまとめた年次報告書です。

※表紙の写真は平成24年度に本庁舎で実施した緑のカーテンの写真です。

# 目 次

## 第1章 総合的かつ計画的な環境施策の推進

1	春日市環境基本計画の概要	1
(1)	春日市環境基本計画の目的	1
(2)	基本計画の位置付け	1
(3)	基本計画の期間	1
(4)	施策の体系図	2
2	春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要	3
(1)	春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目的	3
(2)	実行計画の位置付け	3
(3)	実行計画の期間	3
(4)	基本方針	4
3	関連計画における位置付けと推進体制	5
(1)	計画推進体制	5
(2)	計画の進捗状況の点検・評価	6
(3)	年次報告書の作成・公表	6

## 第2章 環境の現況

1	社会経済活動の動向	7
(1)	人口	7
(2)	土地利用	7
(3)	産業	8
(4)	交通	9
2	生活環境について	11
(1)	大気環境	11
(2)	水環境	14
(3)	音環境	15
3	エネルギーの消費状況	16
(1)	電力・都市ガス・LPガス	16
(2)	水利用	17
4	廃棄物とリサイクル	18
(1)	一般廃棄物	18
(2)	古紙等集団回収	19
(3)	事業系古紙回収事業	19
(4)	リサイクル	20

5	都市生活の快適性	21
(1)	都市基盤整備	21
(2)	歴史・文化	21
(3)	身近な自然	22
6	環境教育・学習	24

### 第3章 春日市環境基本計画の取組状況

I	良好な生活空間の創造	25
1	すがすがしい生活空間づくり	25
(1)	さわやかな空気の確保	25
(2)	静けさの確保	26
(3)	きれいな水の確保	27
2	自然とふれあうまちづくり	28
(1)	水辺の環境の整備、活用	28
(2)	まちのみどりの創出	28
3	歴史・文化とふれあうまちづくり	29
(1)	弥生の里の面影を残す環境資源の保全	29
II	低炭素型都市の創造	30
1	エネルギー有効利用都市づくり	30
(1)	省エネルギーの推進	30
(2)	自然エネルギーの利用促進	31
III	循環型都市の創造	32
1	ごみの発生を回避し、資源を循環的に利用する都市づくり	32
(1)	ごみの発生回避	32
(2)	資源の循環的利用の実践	33
(3)	ごみの不適正処理、不法投棄の防止	33
IV	人と環境にやさしいコミュニティの創造	34
1	他人に配慮して住まう	34
(1)	隣人を思いやる生活活動の実践	34
2	環境教育・学習の推進	35
(1)	環境教育・学習推進体制の整備と参加	35
(2)	環境に関する知恵を伝える	35
3	環境保全活動の促進	36
(1)	コミュニティ活動への支援、活動のネットワークづくり	36

## 第4章 春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の取組状況

1	主な部門の削減目標	37
(1)	民生部門	37
(2)	運輸部門	37
(3)	一般廃棄物	37
2	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出量の現況	38
3	具体的な取組	39
(1)	家庭における暮らしを見直し、省エネルギー・省資源の推進	39
(2)	事業所への省エネルギー対策マネジメントの導入の推進	39
(3)	自動車による化石エネルギーの消費を削減するための対策の推進	39
(4)	自然エネルギー利用の促進	40
(5)	市民、事業者、行政が省エネルギー・省資源のための取組を連携できる ネットワークの形成	41
(6)	ごみ発生回避の取組の推進	41

## 第5章 エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）の取組状況

1	計画の対象	42
2	対象施設	42
3	計画の目標と推進状況	42
(1)	二酸化炭素排出量に関する目標と現況	42
(2)	エネルギーの使用に関する各施設の現況	43
(3)	主要な文具・事務用品の購入実績	44
4	目標達成に向けた主な取組	44

# 第1章 総合的かつ計画的な環境施策の推進

## 1 春日市環境基本計画の概要

### (1) 春日市環境基本計画の目的

「春日市環境基本計画」（以下「基本計画」という。）は、以下に示す「春日市環境基本条例」の基本理念（第2条）を実現し、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

基本計画では、めざす環境都市像を実現するための長期的目標を掲げ、市が行う基本方針及び取組を体系的に示しています。

また、市民及び事業者が自主的に環境に配慮した行動に取り組むための指針をあわせて盛り込んでいます。

基本計画に基づいてこれらの取組を実践し、本市の良好な環境を将来にわたって豊かなものとし、環境への負荷の少ない健康で文化的な都市づくりを進めていきます。

#### （基本理念）

第2条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を、現在及び将来のすべての市民が享受できるように、環境を良好な状態に維持し、これを次の世代へ継承していくこと。
- (2) すべての関係者の公平な役割分担と協力の下に、持続的発展が可能な社会が構築されること。
- (3) すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全に配慮して、環境への負荷を少なくするための自主的かつ積極的な工夫と努力が払われること。

### (2) 基本計画の位置付け

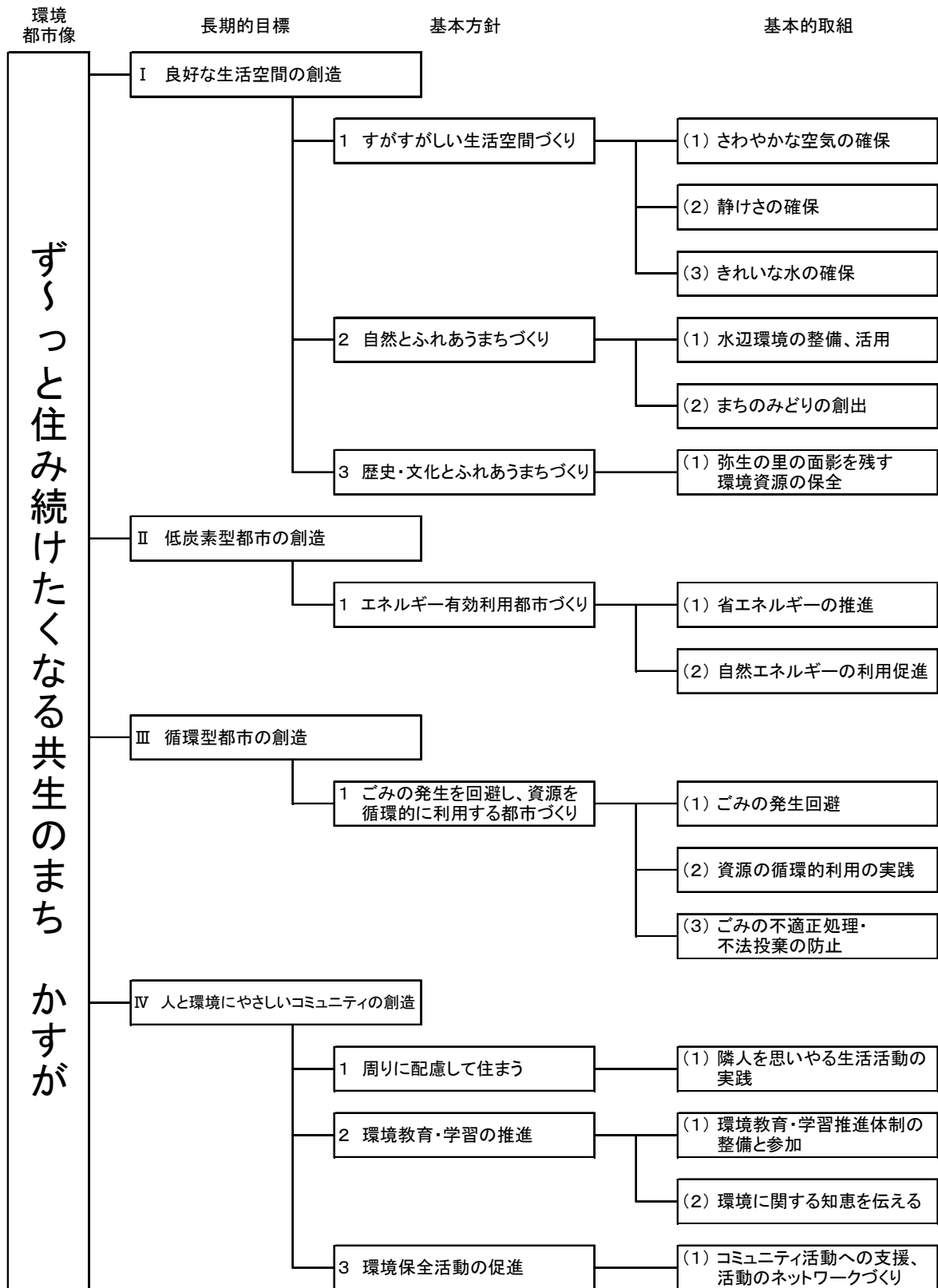
基本計画は、春日市環境基本条例に基づく計画であり、各主体が取組を推進することにより「第5次春日市総合計画」に定められた、まちづくりの指針「環境との共生」を補完するものです。

### (3) 基本計画の期間

基本計画は、長期的な視点で定め、総合計画や他の計画との整合を図り、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画の期間として設定しています。

ただし、本市を取り巻く社会経済情勢や科学技術の進展、環境問題の変化を踏まえて見直しを行います。

(4) 施策の体系図



## 2 春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

### (1) 春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目的

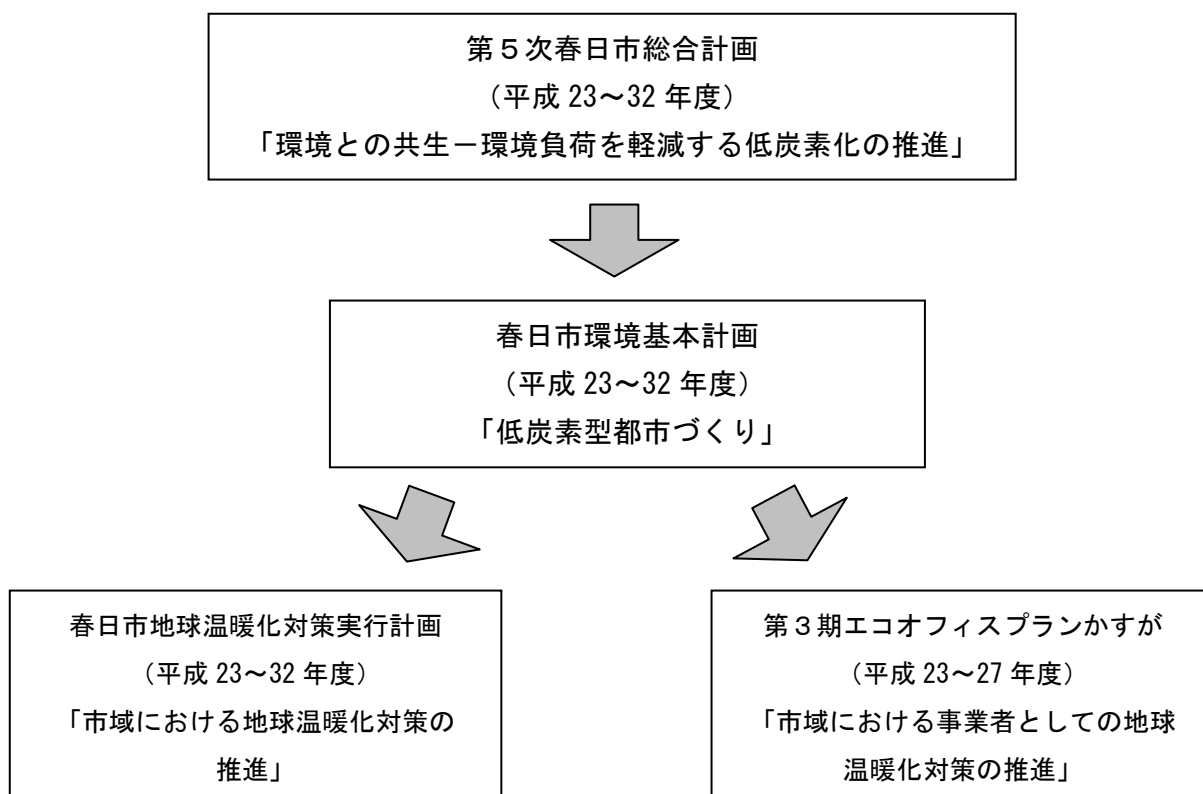
「春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「実行計画」という。）は、市域から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出抑制に向け、市民・事業者・行政の各主体が、各々の役割に応じた取組を計画的に推進していくことを目的とします。

### (2) 実行計画の位置付け

実行計画の位置付けは、以下のとおりです。

- ① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条第 2 項で規定する「京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施する」ための計画
- ② 「春日市環境基本条例」第 7 条に基づく「春日市環境基本計画」における長期的目標として「低炭素型都市の創造」で示される施策や取組を具体化する計画

なお、実行計画における市の事務・事業については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づく計画である「第 3 期エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率優先実行計画）」により、一事業所として率先して環境負荷の低減に取り組んでいくこととします。



### (3) 実行計画の期間

実行計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間としています。



#### (4) 基本方針

国の地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルを参考に二酸化炭素排出量の推計を行った結果、本市のエネルギー利用の状況は、家庭や地域での生活に係る部分の割合が大きいことが分かっています。

この生活に係る部分のエネルギーとは、家庭において消費されるエネルギーのほか、商店、スーパーといった商業施設や公共施設、交通手段として使用される自動車など、日常欠くことのできない生活に関わりのある部分全般で使われるものです。

地球温暖化対策を効果的なものとするためには、本市の特徴に沿った合理的な取組目標が必要となり、また、その目標は広く普及し、継続できるものでなければなりません。

さらに、豊富で身近にある自然エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の活用も地球温暖化対策を進めるうえで、有効な手段と言えます。

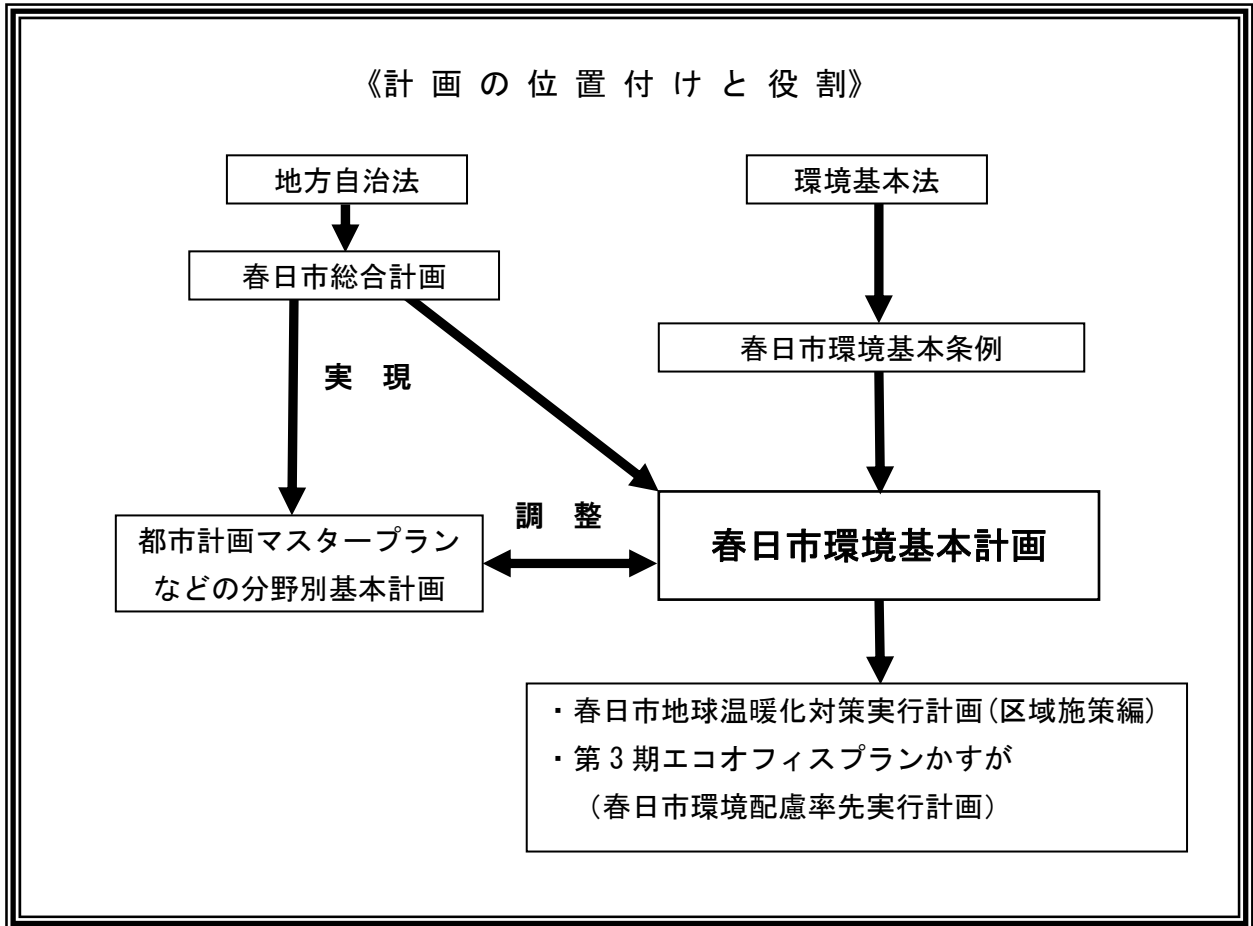
このような点を踏まえて、本市の地球温暖化対策を推進するための基本方針を次のとおり定めています。

#### 地球温暖化対策推進の基本方針

- (1) 家庭における暮らしを見直し、省エネルギー・省資源を推進する。
- (2) 事業所への省エネルギー対策マネジメントの導入を推進する。
- (3) 自動車による化石エネルギーの消費を削減するための対策を推進する。
- (4) 自然エネルギーの利用を促進する。
- (5) 市民、事業者、行政が省エネルギー・省資源のための取組を連携できるネットワークの形成を図る。
- (6) ごみ発生回避の取組を推進する。

### 3 関連計画における位置付けと推進体制

基本計画は、春日市環境基本条例に基づく計画であり、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、春日市総合計画を環境面から補完するものです。



#### (1) 計画推進体制

基本計画の推進組織は、学識経験者、関係団体等が推薦する者及び市民をもって組織する「春日市環境審議会」と地域生活部長、環境課長及び各部長が推薦する課長又は課長相当職の職にある者をもって組織する「春日市環境対策会議」です。

#### 環境審議会

環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するための組織で、下記の内容を所掌事務としています。

- ・ 環境基本計画の策定について調査審議すること。
- ・ 環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

## 環境対策会議

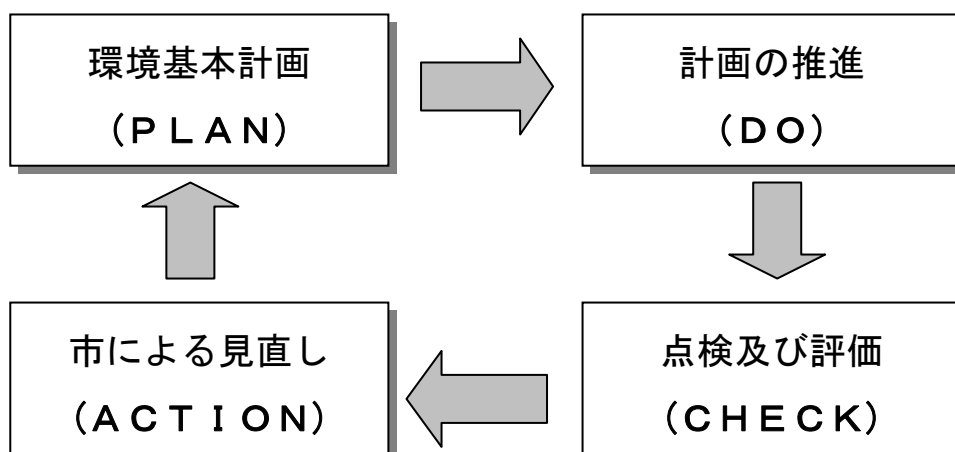
春日市における環境の保全及び創造に関する施策を全庁的な合意のもとに総合的かつ計画的に推進するための組織で、下記の内容を所掌事務としています。

- ・環境基本計画の策定及び見直しに関すること。
- ・環境基本計画の進行管理に関すること。
- ・その他環境の保全及び創造に関する重要事項についての連絡、協議及び調整に関すること。

### (2) 計画の進捗状況の点検・評価

基本計画や実行計画等の進行状況を的確に把握するため、計画に掲げた環境の保全と創造に関する施策の実施状況や環境目標の達成状況などについて、市施策の点検を行うとともに、その結果を環境審議会に報告し、評価を受けることとします。

また、計画の進行が実効性に富んだ、より質の高いものとなるよう市民、事業者からの意見・評価を採り入れていきます。



### (3) 年次報告書の作成・公表

基本計画や実行計画等の進行状況の分析や点検結果については、年次報告書を作成し、あらゆる情報伝達媒体を用いて、すべての市民や事業者に向けて積極的に情報を発信し、市民等の評価を受けながら春日市の環境づくりに対する各主体の共通認識を高め、取組の推進につなげていきます。

## 第2章 環境の現況

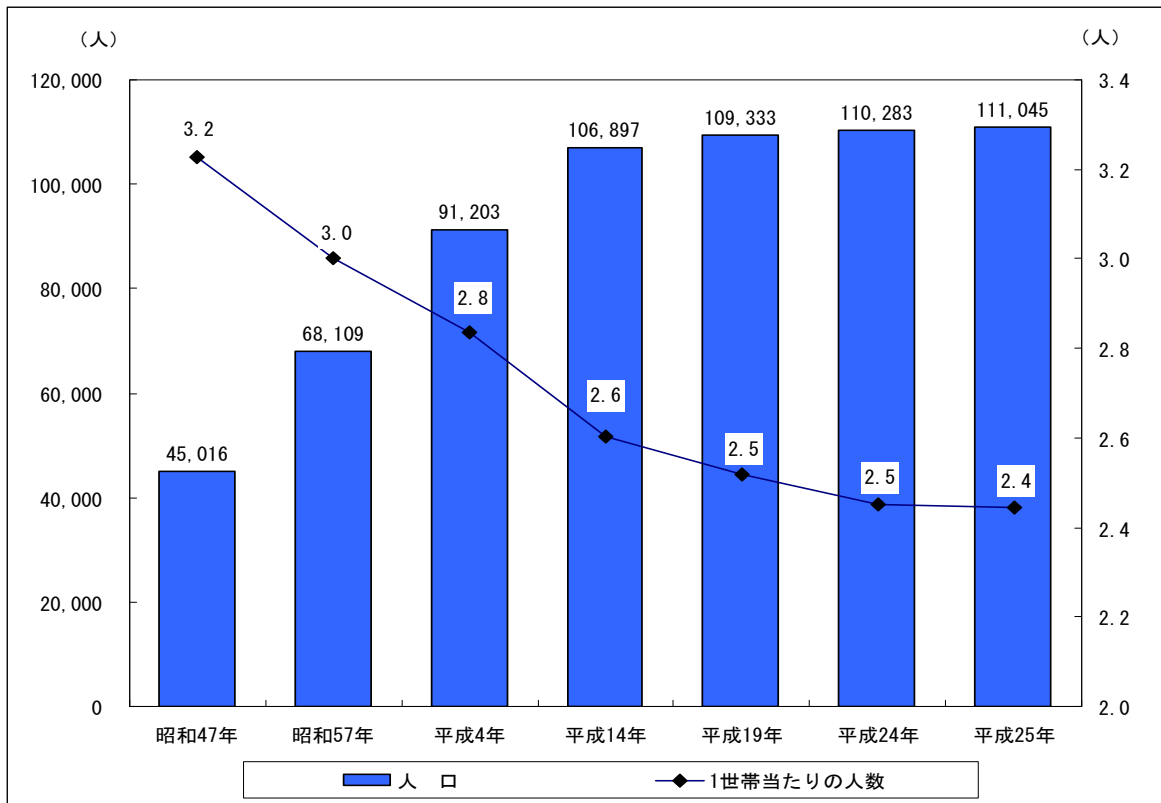
### 1 社会経済活動の動向

#### (1) 人口

本市の人口は、昭和47年の市制施行当時には、約45,000人でしたが、その後の急激な都市化の進展に伴い、平成25年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口の合計は、111,045人となっています。

また、世帯数は、平成25年3月31日現在45,405世帯で、1世帯当たりの平均所帯人員は、約2.4人となっています。

#### <人口、世帯数等の推移>



※ 各年3月31日現在の数値

(資料：人口統計)

#### (2) 土地利用

本市の土地利用状況は、福岡都市圏の住宅都市として昭和30年代から急激に宅地化が進んだ結果、市域の大部分が住宅地となっています。住宅地以外では、市東部の鉄道駅周辺でわずかに商業集積がみられ、北部に中小規模の工場が点在し、南部には山林が認められます。

また市全域が都市計画区域であり、そのうち94.2%を市街化区域に指定し、その全域に用途地域を定めています。残る5.8%を市街化調整区域に指定しています。

農地は、市街化区域内に点在していますが、住宅地等への転用が進み、減少しています。

<用途地域指定の状況（平成24年4月1日現在）>

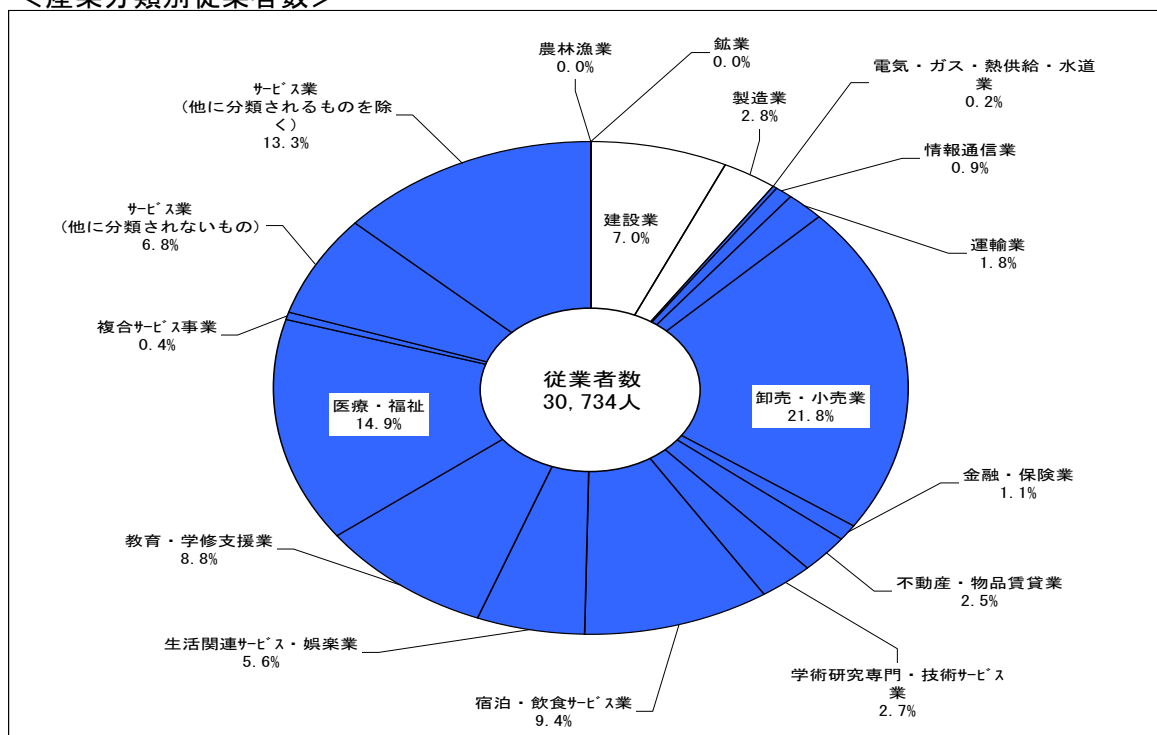
区分		面積 (ha)	構成比 (%)
行政区		1,415	100.0
都市計画区域		1,415	100.0
市街化区域		1,333	94.2
市街化調整区域		83	5.8
用途地域	第一種低層住居専用地域	292	21.9
	第一種中高層住居専用地域	234	17.6
	第二種中高層住居専用地域	208	15.6
	第一種住居地域	255	19.1
	第二種住居地域	101	7.6
	準住居地域	32	2.4
	近隣商業地域	23	1.7
	商業地域	9	0.7
	準工業地域	178	13.4
合計（市街化区域）		1,333	100.0

（資料：平成24年度市勢統計書）

(3) 産業

本市の従業者比率による産業構成は、第1次産業が0.0%、第2次産業が9.8%、第3次産業が90.2%となっており、第3次産業が大きな割合を占めています。

<産業分類別従業者数>



（資料：平成24年経済センサス活動調査）

<製造業事業所数（従業者数4人以上の事業所）>

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
食料品	7	8	7	6	6
衣服等	5	4	3	3	3
出版・印刷関連	3	3	4	3	3
プラスチック製品	3	3	3	2	2
パルプ・紙	2	2	2	2	2
飲料・飼料等	1	2	2	1	1
その他	13	14	15	13	13
計	34	36	36	30	30

（資料：工業統計）

(4) 交通

本市の道路網は、県道福岡筑紫野線等で福岡市中心部に直接連絡しているほか、国道3号線や九州自動車道にも比較的近い位置にあります。

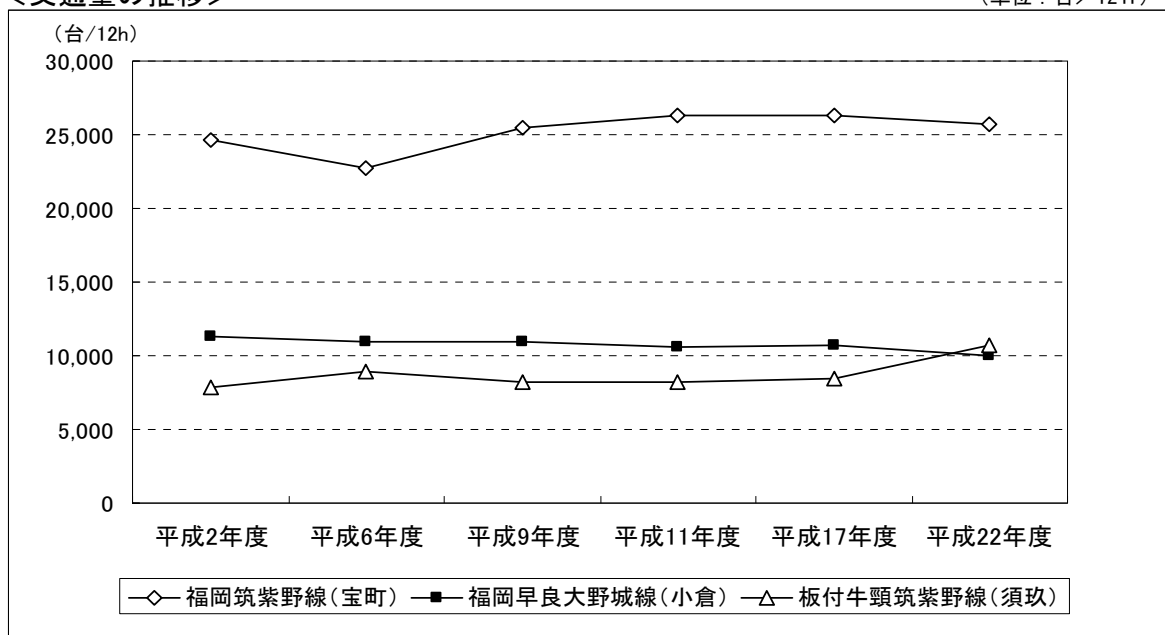
鉄道は、本市と福岡市の都心部とを10～15分で結ぶ西鉄天神大牟田線やJR鹿児島本線、JR博多南線が、市を南北に貫通しています。

バス路線は、西鉄春日原駅と井尻駅、JR南福岡駅を主要な起終点として、西方面に広がる住宅地に向けて路線が発達しています。

また、平成15年3月から運行を開始したコミュニティバスにより、ほぼ市内一円に公共交通網が整備されています。

<交通量の推移>

（単位：台/12h）



（資料：道路交通センサス）

<市内自動車保有車両数の推移（3月31日現在）>

（単位：台）

車両区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
乗用	34,316	33,789	33,524	33,481	33,340
特殊用	598	558	510	499	500
乗合用	70	69	68	70	68
貨物用	3,106	2,951	2,876	2,826	2,798

（資料：九州運輸局 市町村別車両数統計）

<市内軽自動車登録台数の推移（4月1日現在）>

（単位：台）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
二輪小型	1,250	1,304	1,352	1,399	1,436
軽二輪	1,204	1,187	1,164	1,141	1,105
軽四輪	14,732	14,820	15,103	16,291	16,886
小型特殊	68	68	68	68	73
原付自動車	6,987	6,981	6,954	6,850	6,755

（資料：平成24年度市勢統計書）

## 2 生活環境について

### (1) 大気環境

福岡市南部工場の稼働に伴い、同工場周辺の大気の状態を把握し、地域の生活環境の保全に資するために、本市では昭和 55 年から（塚原台地区は平成 12 年、大土居地区は平成 21 年から）調査を実施しています（大気測定については年 1 回、降下ばいじんについては毎月）。

平成 24 年度の大気汚染状況については、下記の表のとおり測定を行い、全調査地点で環境基準及び目標環境濃度を下回りました。

また、社会的関心が高いダイオキシン類についても、福岡市南部工場設置者（福岡市）及び春日大野城リサイクルプラザ設置者（春日大野城衛生施設組合）が測定を行っており、結果については、法規制値を下回っています。

#### <大気測定地点及び測定項目>

##### 【年 1 回調査を実施する項目】

測定項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)</li><li>・ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)</li><li>・ 浮遊粒子状物質 (SPM)</li><li>・ 塩化水素 (HCl)</li></ul>
測定地点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 惣利地区（惣利地区公民館横広場）</li><li>・ 松ヶ丘地区（松ヶ丘地区公民館横広場）</li><li>・ 白水池地区（白水大池公園北駐車場）</li><li>・ 塚原台地区（塚原台地区公民館横広場）</li><li>・ 大土居地区（春日南中学校敷地）</li></ul>

##### 【毎月調査を実施する項目】

測定項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 降下ばいじん</li></ul>
測定地点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 春日南小学校</li></ul>



<測定結果>

測定項目	概要	環境基準	測定結果
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	刺激臭を有する気体で、主に化石燃料の石炭や石油を燃焼させることで生じるもの。呼吸器疾患や酸性雨などの原因物質となる。	日平均が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下	全測定地点で環境基準よりも低い値が検出
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	赤褐色の気体または液体で、主に化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が大気中でさらに酸化されたもの。酸性雨や光化学大気汚染の原因となるだけでなく、高濃度下で呼吸器に好ましくない影響を与える。	日平均が0.04ppm以下	全測定地点で環境基準よりも低い値が検出
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径が10μm(マイクロメートル、1μmは0.001mm)以下の粒子状物質を指す。大気中に長時間滞在し、肺や器官などに沈着して高濃度で呼吸器に影響を及ぼすといわれており、工場などから排出されるばい煙や自動車の排出ガスなど人為的に発生するものと、火山や森林火災など自然発生するものがある。	日平均が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	全測定地点で環境基準よりも低い値が検出
塩化水素 (HCl)	常温、常圧において無色刺激性を有する気体で、発生源としては塩化ビニル樹脂の焼却及び塩素を含む物質の燃焼など的人為的なものと、大気中に浮遊する海水の塩分粒子が二酸化窒素や硫酸ミストと反応して発生する自然発生がある。 塩化水素ガスは、強力な刺激物質であり、高濃度で鼻や上部気道の粘膜を腐食し、ただれや潰瘍を生じさせるほか、眼粘膜にも刺激を与え、角膜の混濁を招く危険性がある。	1時間値が0.02ppm以下 ※環境基準は定められてなく目標環境濃度のみ	全測定地点で目標環境濃度よりも低い値が検出

測定項目	概要	環境基準	測定結果
降下 ばいじん	大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中に浮かんでいられずに落下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものを指す。	環境基準は定められていない	2.14 t/km <sup>2</sup> /月平均

<ダイオキシン類測定結果>

測定地点		項目	測定結果	法規制値等
南部工場 (福岡市)	1号炉	排ガス	0.00093	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		ばいじん	0.56	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.026	3 ng-TEQ/g
	2号炉	排ガス	0.0000084	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		ばいじん	0.77	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.011	3 ng-TEQ/g
		放流水	0.000068	10 pg-TEQ/L
春日大野城リサイクルプラザ (春日市)		地下水	0.0025	1 pg-TEQ/L
		浸透水	0.0027	1 pg-TEQ/L
		処理水	0.021	10 pg-TEQ/L

(資料：福岡市、春日大野城衛生施設組合)

(単位) ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として毒性等価換算数(TEF)で換算した量

m<sup>3</sup>N (立方メートルノルマル) : 気体の0℃、1気圧における体積

## (2) 水環境

水質については、公共用水域（河川、湖沼）の環境基準と地下水の環境基準が定められています。本市では、環境基準値を目標として、地下水や溜池の調査を行い、水質の状態を監視しています。

### ① 地下水

リサイクルプラザの地下水への影響を調査するため、市内の地下水検査を行っています。平成 24 年度は、12 箇所で行った井戸水検査（29 項目：資料編参照）を実施し、その内 3 箇所の井戸で基準の一部不適合がありましたが、リサイクルプラザとの因果関係はありませんでした。

### ② 溜池

本市には、現在 20 箇所の溜池があり、かんがい用水の供給や洪水調整などの機能を持つほか、市民に潤いと安らぎを与える場所としての役割も担っています。

近年、本市南部の東浦・西浦の開発に伴い汚水等の流入が懸念されることから、平成 9 年度以降毎年、中原大池で全窒素、全リンなどの項目の水質調査を行っています。

平成 24 年度は、化学的酸素要求量、浮遊物質、全リン、全亜鉛、電気伝導率及び溶存酸素量について環境基準の不適合がありましたが、その他の項目は基準値に適合しています。前年度に比べて不適合の項目が多いのは、測定当時は中原大池が埋立工事のため、水の流れがなく、溜水の状態で測定したためです。

#### <中原大池の水質調査結果>

調査項目	単位	入口	出口	農業用水 基準	環境基準
					(湖沼B類型)
pH(水素イオン濃度)	—	6.8	7.4	6.0~7.5	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量	mg/l	0.8	1.3	—	—
化学的酸素要求量	mg/l	<u>7.2</u>	<u>11.0</u>	6.0 以下	5.0 以下
浮遊物質	mg/l	<u>22.0</u>	<u>740.0</u>	100 以下	15 以下
全窒素	mg/l	0.76	0.6	1.0 以下	1.0 以下
全リン	mg/l	0.043	<u>0.18</u>	—	0.1 以下
ヒ素	mg/l	0.001	0.002	0.05 以下	0.01 以下
全亜鉛	mg/l	0.011	<u>0.088</u>	0.5 以下	0.03 以下
銅	mg/l	0.005 未満	0.013	0.02 以下	—
大腸菌群数	MPN/100mℓ	16,000	24,000	—	—
電気伝導率	mS/m	<u>64.0</u>	<u>65.0</u>	30 以下	—
溶存酸素量	mg/l	<u>3.0</u>	6.3	5.0 以上	5.0 以上

(備考) 下線の項目は不適合を表す。

### (3) 音環境

騒音は身近な生活環境問題であり、その発生源は様々なものがあります。

騒音に関する環境基準は、道路に面する地域の環境基準、それ以外の地域の環境基準、航空機騒音に関する環境基準、新幹線鉄道騒音に関する環境基準が定められています。

#### ①航空機騒音

本市は福岡空港（平成 24 年の年間離着陸：約 15 万 6 千回）の離着陸経路になっており、航空機騒音の状況把握に努める必要があります。

平成 24 年度は、市独自で 3 地点で測定を行った結果、基準値内に収まりました。なお、福岡県においても毎年定期的に定点測定（春日高校）を行っており、平成 19 年度までは基準値を超えていましたが、平成 20 年度以降は基準値を下回りました。

#### <航空機騒音>

（単位：WECPNL）

測定地点	測定期間	地域類型	測定結果	環境基準	機関
春日公園 5-17（春日高校）	H25. 2. 15～H25. 2. 21	I	69	70	県
下白水南 4-134（春日西小）	H24. 11. 27～H24. 12. 3	I	62	70	市
大谷 4-1（大谷小）		I	63	70	市
春日原南町 4-37-1（春日原小）		II	69	75	市

（備考）地域類型：都市計画法に基づく用途地域が、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に当てはまる地域を類型 I、その他の地域を類型 II とする。

WECPNL：航空騒音のうるさを表す指標として国際的に広く用いられているもので、航空機1機ごとの騒音レベルだけでなく、機数や騒音発生時間帯などを加味した航空騒音に係る単位。

#### ②道路交通騒音

市内の道路交通騒音の状況を把握するため、昭和 62 年度から毎年定期的に調査を行っており、平成 24 年度は福岡市南部工場周辺道路 2 地点及び任意で選出した 2 地点の合計 4 地点で測定を実施し、全地点で基準値内に収まりました。

#### <道路交通騒音>

（単位：dB）

測定場所	測定日時	道路名称	測定結果		環境基準	
			昼間	夜間	昼間	夜間
南部工場北門	H24. 10. 17～H24. 10. 18	那珂川・大野城線	70	64	70	65
南部工場南門		松ヶ丘・月の浦線	63	54	65	60
須玖南	H24. 11. 14～H24. 11. 15	板付・牛頸・筑紫野線	68	64	70	65
須玖北		一般国道 202 号線	66	62	70	65

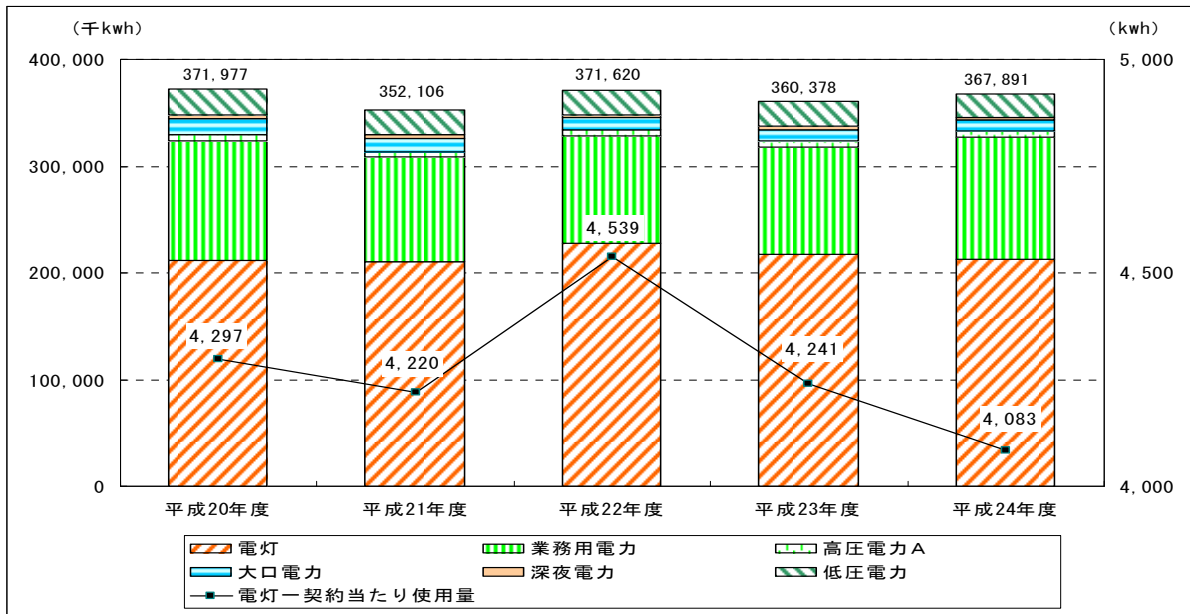
### 3 エネルギーの消費状況

#### (1) 電力・都市ガス・LPガス

本市では、温室効果ガスの増加による地球温暖化をもたらす多大な影響を考慮し、地域レベルからの取組として、資源・エネルギー利用効率の高いまちづくり、省エネルギー型の生活習慣や事業活動の定着を目指しています。

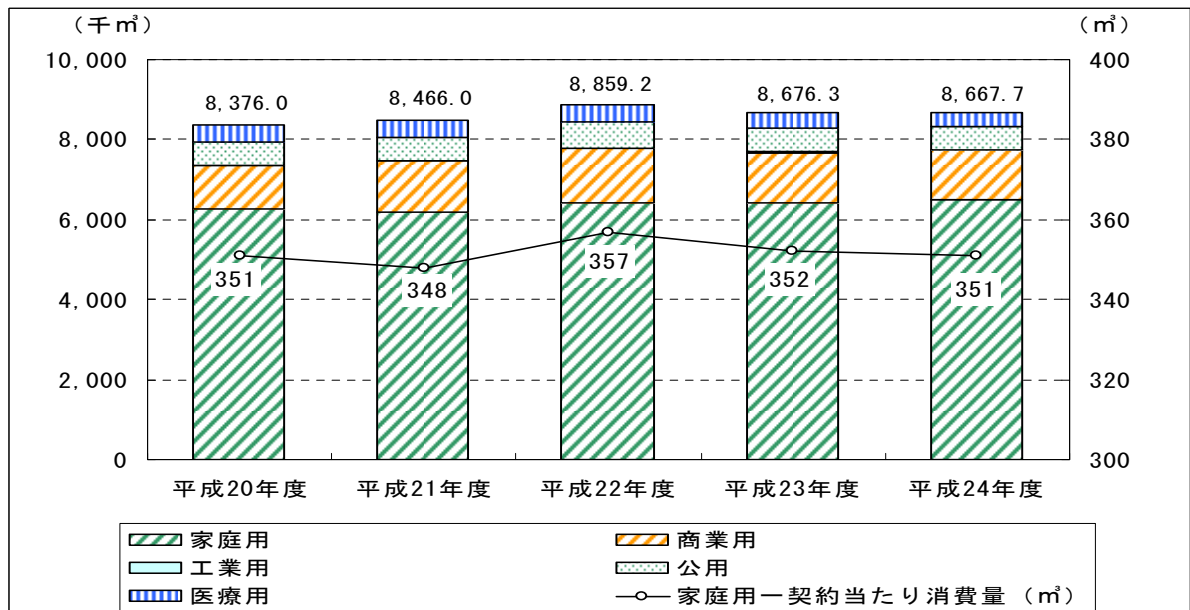
平成 23 年度の本市のエネルギー消費量に関しては、電力、都市ガス、LPガス消費量の全てにおいて減少傾向にあります。平成 24 年度は、電力については微増し、都市ガスについては微減となりました。

#### <市内電力使用量の推移>



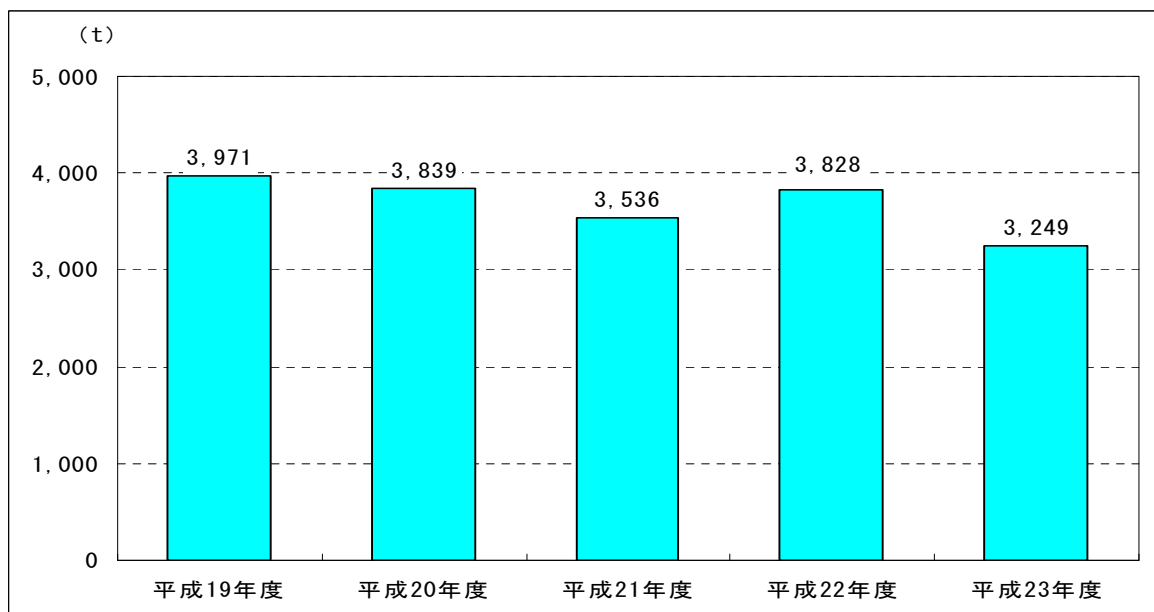
(資料：九州電力株式会社 福岡南営業所)

#### <市内都市ガス消費量の推移>



(資料：西部ガス株式会社)

### <市内LPガス消費量（推計）の推移>



※LPガスの使用状況については、国の資料公開が1年遅れのため、前年度までの値を掲載

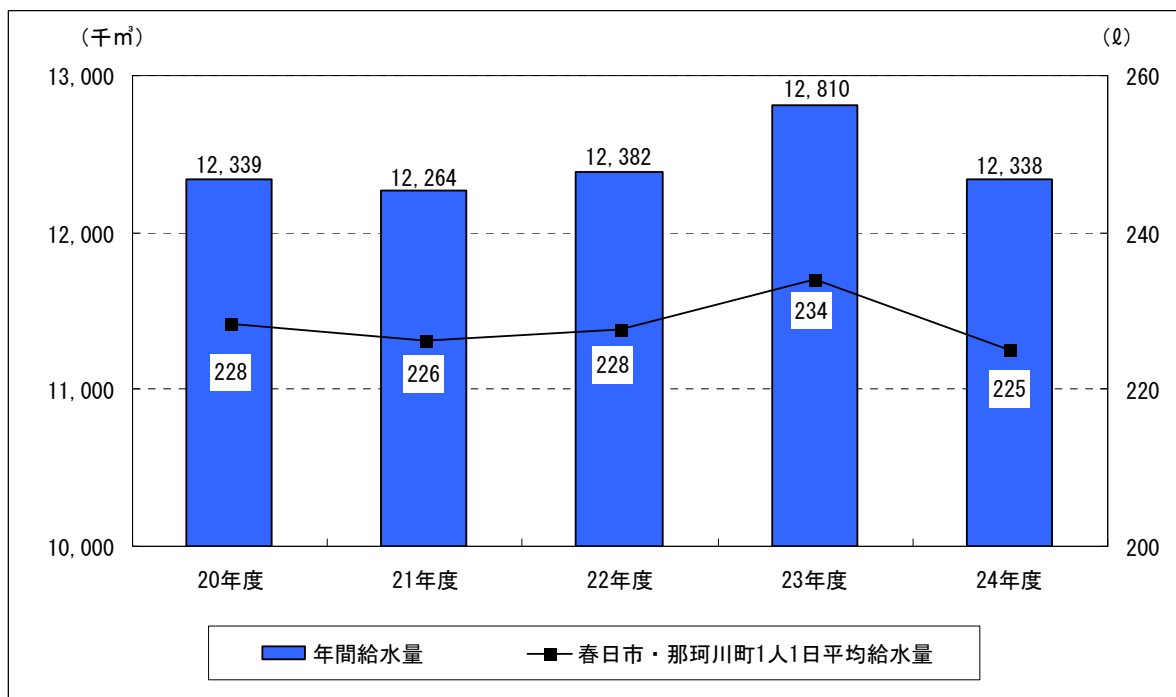
(資料：資源エネルギー庁 都道府県別エネルギー消費統計から推計)

### (2) 水利用

本市の上水道普及率は、平成24年度末現在99.2%で、ほぼ全戸に普及しています。

上水道の年間給水量及び1人1日当たり平均給水量は、平成23年度までは微増していましたが、平成24年度は大きく減少し、直近の5年間では一番低い数値となっています。

### <上水道利用状況>



(資料：春日那珂川水道企業団)

## 4 廃棄物とリサイクル

本市では、市民生活や事業活動を通じたごみの発生を抑制し、たとえ不要となった物でも可能な限り資源として循環利用ができるまちづくりを進めています。

その実現に向けて、平成 23 年 3 月に「春日市一般廃棄物処理基本計画」を改訂しました。この計画では平成 27 年度を目標年度として、ごみの減量対策を行った場合の推計を行い、達成するために次のような施策を展開することとしています。

### ○基本方針 1：責任をもち、自発的な行動でつくる循環型都市づくり

#### 施策①：教育、啓発

ごみ減量・リサイクルに関わる環境教育、普及・啓発活動の充実

#### 施策②：排出者責任の明確化、地域美化活動など

ポイ捨て防止やごみの発生及び排出に関わる管理者責任の明確化等の仕組みづくりや事業系ごみ対策

### ○基本方針 2：循環型都市を実現するための仕組みづくり

#### 施策③：リデュース、リユース、リサイクルを進める行動や協力体制

資源やエネルギーの浪費、ごみとして処理しない、させない仕組みづくり

#### 施策④：情報共有、広域連携、基盤整備

国、県への要望、広域連携による施設基盤整備、ソフト事業の展開、各主体の情報の共有

### (1) 一般廃棄物

平成 24 年度のごみ処理量は、対前年度比で 0.1%の増となり、ほぼ横ばいの状態となり、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、731g（対前年度▲4g）となっています。

ごみの収集形態については、家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者収集となっています。その他に、排出者が処理施設までごみを直接搬入する自己搬入があります（搬入先は、可燃ごみは福岡市南部工場、不燃ごみは春日大野城リサイクルプラザ）。

ごみの分別は、もえるごみ、びん・カン、陶器・金属類、ペットボトル・白色トレイ、粗大ごみ、有害ごみ、緑のリサイクルの 7 分別収集を行っています。

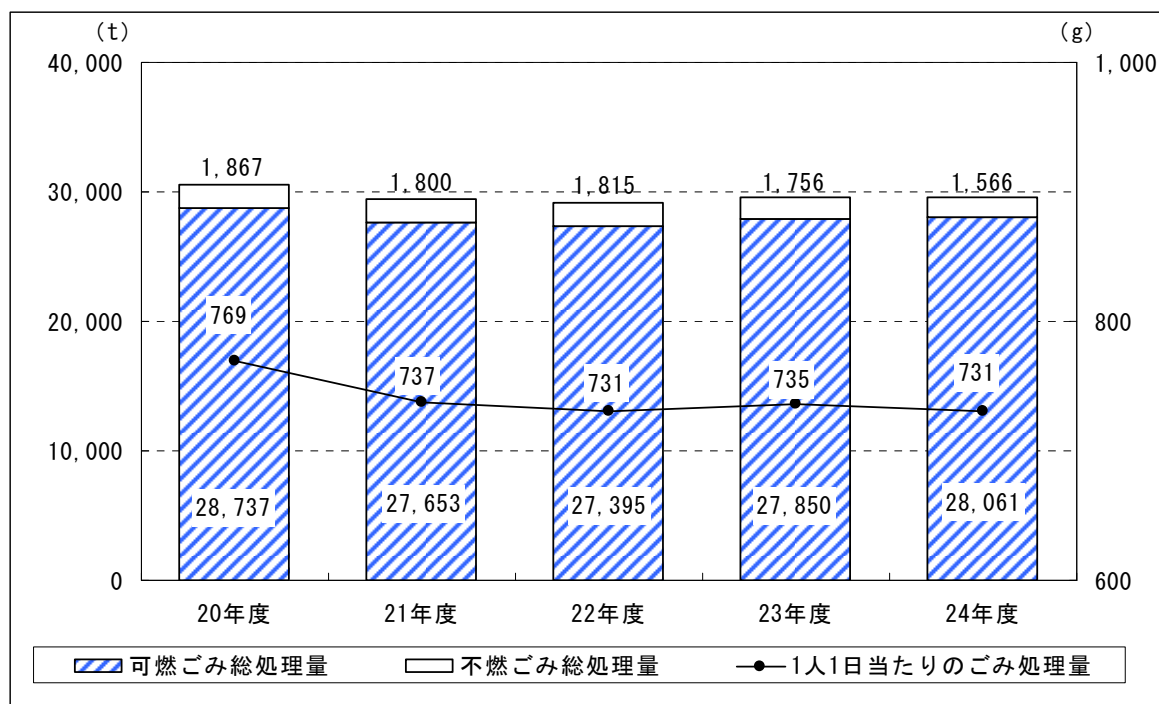
ごみの処理について、可燃性のものは、福岡市南部工場で委託焼却後、焼却灰は糟屋郡久山町にある東部埋立場に埋立て、不燃性のものは、春日大野城リサイクルプラザで選別、再資源化後、残渣を同プラザ隣接の埋立地で最終処分しています。

平成 24 年度の最終処分量は 4,094 t で、最終処分率は 13.70%と前年度と比べて微減となっています。ごみ処理量の増加要因としては、人口の増及び多量排出事業所等事業系ごみの排出量の増が考えられます。

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
最終処分率 (%)	13.83	14.03	13.42	13.83	13.70

$$\text{※最終処分率(\%)} = \frac{\text{残渣埋立量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{緑のリサイクル}}$$

## <ごみ処理量の推移>



(単位：t)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
可燃ごみ総処理量	28,737	27,653	27,395	27,850	28,061
不燃ごみ総処理量	1,867	1,800	1,815	1,756	1,566
年間総処理量	30,604	29,453	29,210	29,606	29,627

### (2) 古紙等集団回収

昭和 63 年から古紙等の集団回収を実施する登録団体に対して助成する制度を設け、ごみの減量とリサイクルの推進を図っており、平成 24 年度は、103 団体の登録があり約 3,759 t の古紙等が回収され、1 世帯当たりでは 82.8 kg の回収量になりました。

また、平成 18 年度からは古紙等回収団体に対する回収倉庫の設置費補助制度を実施しており、平成 24 年度は 3 団体に設置費補助を行い、設置地区は 30 地区 (33 箇所) になりました。

このような公的助成制度を通じた活動のほか、平成 18 年度に始まった新聞社による自主回収事業などを通じて、集団回収量は減少しているものの、地域の古紙回収活動は前進していると見られます。

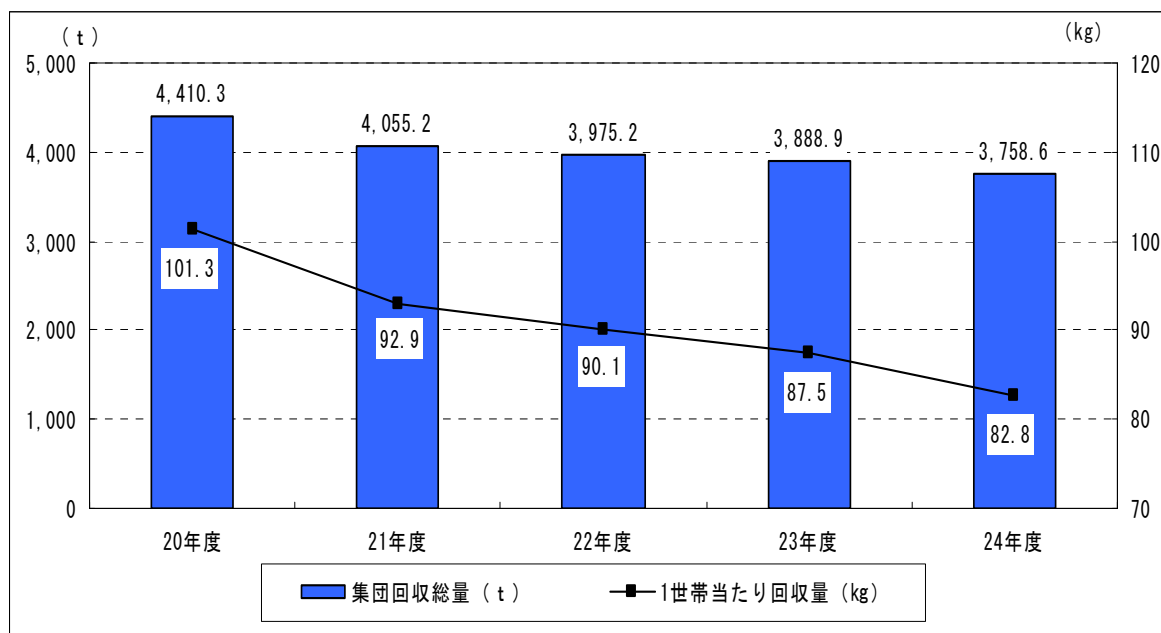
### (3) 事業系古紙回収事業

事業所から排出される廃棄物の減量とリサイクルを推進するため、平成 15 年度から事業所と本市のごみ収集運搬許可業者との契約により、ダンボール、新聞、雑誌等の回収を行う事業系古紙回収モデル事業を始めました。

平成 24 年度の回収量は、577.48 t でした。



<古紙等集団回収実績の推移>



<事業系古紙回収量の推移>

(単位：t)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業系古紙回収量	642.07	607.37	589.01	552.49	577.48

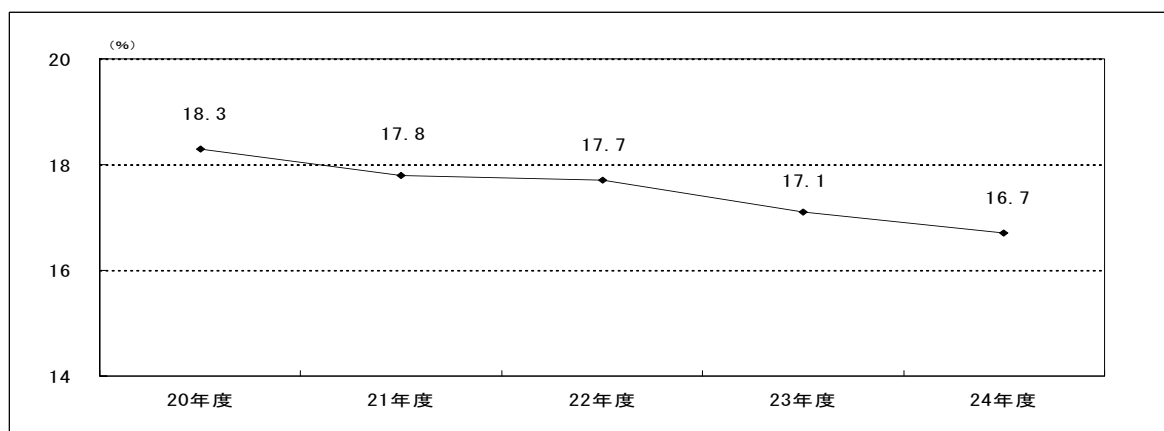
(4) リサイクル

本市の一般廃棄物のリサイクル率は、平成24年度は16.7%となっています。

また、一般家庭から出るせん定枝葉等を回収した後、チップ化機械で破碎し、土壌改良材や雑草抑止材として利用する「緑のリサイクル事業」を、平成14年度から実施しており、可燃ごみの削減につながっています。平成24年度は、約256tを破碎処理しました。

リサイクル率の減少要因としては、古紙回収量の減及び現在問題となっている不燃ごみからの有価物の持ち去り等が考えられます。

<一般廃棄物リサイクル率の推移>



$$\text{※リサイクル率(\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{緑のリサイクル} + \text{古紙等回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{緑のリサイクル} + \text{古紙等回収量}}$$

## 5 都市生活の快適性

### (1) 都市基盤施設

本市の下水道の面整備率は平成 10 年度末に 100%を達成し、上水道についても 99%を超える整備率となっています。しかし、下水道普及率は 100%に至っていないため、引き続き下水道への接続を進めていく必要があります。

### (2) 歴史・文化

本市は、奴国の遺跡をはじめ、日本の歴史・文化を解明する上で欠かすことのできない重要な文化財が数多く存在しています。特に「須玖岡本遺跡」は学術的にも有名です。

#### <文化財指定の状況>

指定機関	区分	文化財の名称	所在地
国	有形文化財	重要文化財・銅銚鎔範	奴国の丘歴史資料館
	史跡・名勝	特別史跡・水城跡	昇町7丁目53番外 天神山1丁目128番外
		史跡・日拝塚古墳	下白水南6丁目208番外
		史跡・須玖岡本遺跡	岡本6丁目12番外
	無形民俗文化財	春日の婿押し	春日神社（春日地区）
県	有形民俗文化財	博多人形祖型	紅葉ヶ丘東8丁目
	天然記念物	春日の杜（樟）	春日神社境内
		住吉神社のナギの杜	住吉神社境内
		春日神社のセンリョウ叢林	春日神社境内
史跡・名勝	ウトグチ瓦窯跡	白水ヶ丘1丁目4番内	
市	有形文化財	王墓の上石	奴国の丘歴史公園内
		須玖岡本遺跡D地点出土銅鏡	奴国の丘歴史資料館
		銅矛	
		銅剣	
		金製垂飾付耳飾	
		漢式鏃	
		後漢鏡（方格規矩四神鏡、内行花文鏡）	
		戦国式銅剣	
		後漢鏡	
		鉄矛	
	有形民俗文化財	土製狛犬	
	天然記念物	オオバヤドリギ	熊野神社境内
		えんじゅ	春日小学校校庭
	史跡・名勝	赤井手古墳	弥生7丁目67番外
		竹ヶ本古墳	弥生6丁目2番
		下白水大塚古墳	下白水北5丁目98番外
原遺跡		上白水1111番3外	

（資料：平成 24 年度市勢統計書）

### (3) 身近な自然

#### ① みどり

木々の緑や空間の保全・創造を図るため、『春日市緑の基本計画』に基づき、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定、公共公益施設や民有地の緑化を進めています。

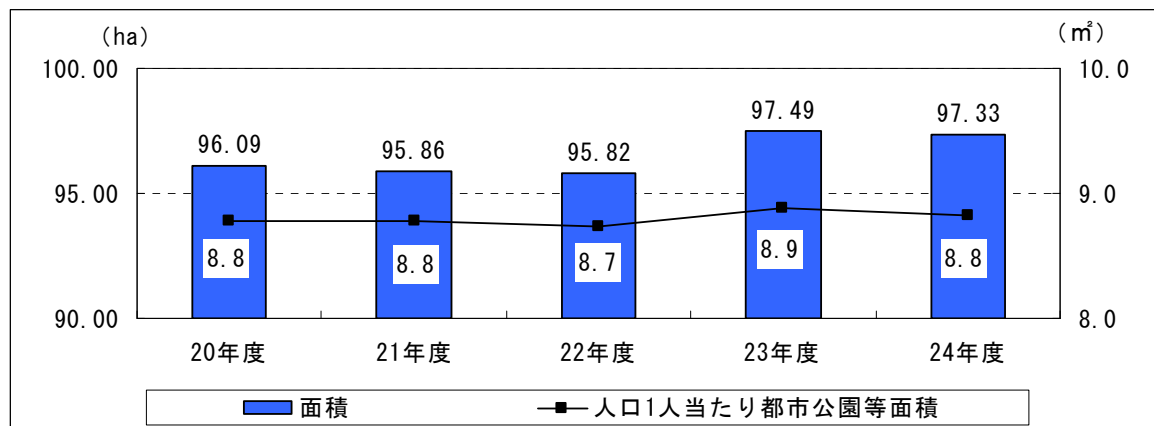
今後も市民の身近な自然としての緑の保全・創造が課題です。

#### <都市公園等の状況（平成24年4月1日現在）>

区分	総数	児童遊園	住区基幹公園		都市基幹公園	特殊公園	緑道	都市緑地	特別緑地保全地区
			街区	近隣	総合	風致			
箇所	197	64	56	3	2	1	2	67	2
面積(ha)	97.33	3.23	14.02	3.73	63.36	4.35	1.15	3.71	3.78

(資料：平成24年度市勢統計書)

#### <都市公園等の面積の推移>



(資料：平成24年度市勢統計書)

#### ② 水辺

本市の水辺の代表的なものとして、20箇所（水面52.2ha）の溜池があります。

その中でも、かつて筑前三大池の筆頭に数えられた白水池は公園としての整備が進み、市民の憩いの場となっています。

また、市内には御笠川水系の牛頸川（二級河川）、諸岡川（準用河川）の2つの河川と那珂川水系の川久保川（雨水幹線）があります。

諸岡川河畔には白水大池公園周辺から日の出ふれあい公園に至る親水緑道が部分的に整備されています。

今後も市民の憩いの場であり、身近な自然としての水辺の保全・親水空間の創出が課題です。

### ③ 動植物

#### <植物>

森林は春日神社、南部の山林、白水池、大傘田池、惣利池などに存在しますが、群落は単純化が著しく、多くは伐採、焼失等によりマツ林として再生したものと思われます。

一部に潜在植生の組成の断片をとどめているものがあり、こうした照葉樹林では、ミミズバイ、イチイガシ、カゴノキ、シロバイなどが見られます。

湿性草本群落には、溜池ではヨシ、ヒシなどが生育する面積は少なく、多くは水質が良好で栄養に乏しく、透明度が高いため、沈水植物群落が発達し、一部水位変動のある溜池汀線には矮生湿生草本群落が見られます。

#### <動物>

本市における動物の分布状況については、平成 22 年度及び平成 23 年度に調査を実施しました。この調査による確認種は、下表のとおりです。

#### <確認された種>

分野	確認種
ほ乳類	アブラコウモリ、タヌキ、イタチ、アナグマ、ニホンイノシシ
鳥類	カササギ、シジュウカラ、ウグイス、ヤマガラ、カワセミ など (14 目 28 科 59 種)
両生類	アマガエル、タゴガエル、ヌマガエル、ウシガエル
は虫類	クサガメ、アカミミガメ、イシガメ、ヤモリ、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ、ヒバカリ
昆虫類	クロイトトンボ、オンブバッタ、クマゼミ、モンシロチョウ など (11 目 78 科 201 種)
魚類	コイ、ナマズ、メダカ など (3 目 5 科 12 種)
甲殻類・貝類	スジエビ、アメリカザリガニ、スクミリンゴガイ、カワニナ、サカマキガイ など (5 目 9 科 10 種)

(資料：春日市自然環境マップ等作成業務報告書)

## 6 環境教育・学習

環境保全意識等の向上のため、次のような環境教育・啓発を行いました。

年度	取組内容	開催日
平成 21 年度	○ リサイクル農園クラブ	4月4日
	○ 出前講座（10回）	4月26日
	○ 環境講座（6回）	5月11日
	○ ダンボールコンポスト講習会（14回）	5月13日
	○ 第9回春日市環境フェア	10月18日
平成 22 年度	○ 3R農園クラブ	通年実施
	○ 出前講座（9回）	5月21日
	○ ダンボールコンポスト講習会（12回）	6月11日
	○ 水辺教室	7月24日
	○ 第10回春日市環境フェア	10月17日
	○ 野鳥観察会	1月8日
平成 23 年度	○ 3R農園クラブ	通年実施
	○ ダンボールコンポスト講習会（13回）	5月12日
	○ 出前講座（11回）	5月16日
	○ こどもエコクラブ活動支援	5月19日
	○ 水辺教室	7月24日
	○ プランター菜園講座（2回）	9月16日
	○ 第11回春日市環境フェア	10月16日
	○ 環境講座（6回）	11月17日
	○ 野鳥観察会	1月7日
平成 24 年度	○ 3R農園クラブ	4月～12月
	○ ダンボールコンポスト講習会（14回）	5月10日
	○ プランター菜園講座（5回）	5月18日
	○ 出前講座（6回）	5月23日
	○ 環境講座（7回）	6月19日
	○ 水辺教室	8月26日
	○ 第12回春日市環境フェア	10月27日
	○ 野鳥観察会	1月19日

（備考）複数回開催する講座等については、初日の開催日を記載しています。

### 第3章 春日市環境基本計画の取組状況

#### I 良好な生活空間の創造

##### 1 すがすがしい生活空間づくり

###### (1) さわやかな空気の確保

本市には深刻な大気汚染の原因となるような大規模な工場等はありませんが、事業所と住宅の混在などに起因する大気汚染、悪臭等の防止対策及び自動車からの排気ガス対策を進めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①焼却施設における法・条例に基づく大気汚染物質の排出基準遵守の徹底	焼却施設から排出される大気汚染物質の抑制及び法規制遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市南部工場周辺の大気測定を実施(5地点)</li> <li>・設置者により、福岡市南部工場において法に基づく施設内の排ガス測定が実施されており、そのデータを受け精査実施</li> <li>・福岡市南部工場の建設に関する協定書による協定値及び大気汚染防止法による排出基準の遵守徹底を推進</li> </ul>
②悪臭物質排出抑制の指導	<p>(7) 事業所に対する実施状況調査及びデータ分析</p> <p>(イ) 事業者に対する悪臭物質排出抑制の指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情の際、個別に指導</li> </ul>
③大気汚染防止に効果のある樹木の選定による道路沿道の緑化	道路を整備する際の大気汚染防止効果のある樹木の植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路の植樹帯の樹種の選定については、強健性のある樹木を積極的に活用</li> </ul>
④交通渋滞緩和のための道路の計画及び整備	円滑な交通流を確保するための道路ネットワーク(配置、幅員)の計画及び整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県事業：那珂川宇美線整備事業(宝町交差点～岡部病院、ルミエール～泉入口交差点)、須玖交差点改良事業</li> <li>・市事業：小倉紅葉ヶ丘線整備事業</li> </ul>
⑤エコオフィスプランかすが(春日市環境配慮率先実行計画)の実施	市自らの率先行動としてアイドリングストップの推進及び市民、事業者への啓発、毎月1回程度ノーマイカーデーを設け、職員の車による通勤の自粛や公用車の使用を抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週金曜日をノーマイカーデーとして推進</li> <li>・アイドリングストップの推奨</li> </ul>

⑥民間車両の使用自粛要請（ノーマイカーデー）	市全体のノーマイカーデーを設け、市民、事業者に協力を要請	・ 毎週金曜日をノーマイカーデーと設定 ・ 6月に市内の店舗で街頭啓発を実施
⑦家庭や野外でのごみ焼却自粛指導	家庭、事業所、野外におけるごみ焼却の自粛を指導	・ 苦情の際、個別に指導
⑧環境負荷低減のための情報提供	中小企業等への環境負荷が少ないと認められる設備の導入についての情報提供	・ 国・県等の情報チラシを窓口に配置
⑨公用車への低公害車などの導入	公用車への天然ガス車、電気自動車、ハイブリッドカー等の計画的な導入	・ 市長車にハイブリッドカーを導入 (保有台数) 天然ガス車 1台 電気自動車 1台 ハイブリッドカー 5台 計 7台
⑩低公害車などに関する情報提供	低公害車などに関する情報提供	・ 全庁的な情報の共有化を実施 ・ 環境フェアにおいて、電気自動車の展示・試乗を実施

## (2) 静けさの確保

本市は福岡空港の離着陸経路になっているだけでなく、福岡都市部に直接接続している道路があるため、航空機騒音対策及び自動車交通に伴う騒音対策を推進しています。

また、犬の鳴き声、深夜の自動車交通、オートバイの排気音などの日常生活に伴う騒音や工場、建設作業など事業活動に伴う騒音・振動の防止対策を進めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①騒音・振動の実態調査及び防止対策の実施	(7) 環境騒音、道路騒音・振動の定期的な調査の実施及び道路管理者に対する要請などの防止対策の推進  (4) 法・条例に基づく工場・事業場や建設作業への騒音・振動基準遵守の指導	・ 1級第4号路線（泉地区）を含む計3箇所において舗装改修工事を実施 ・ 県からの権限委譲に伴い、市内の道路交通騒音常時監視を実施し、環境省に報告 ・ 福岡市南部工場関連道路の騒音測定の実施 ・ 市独自で航空機騒音調査を実施（市内3箇所）
②航空機騒音対策	関係機関への航空機騒音防止対策の要請	・ 全国民間空港関係市町村協議会を通じ、航空機騒音対策の推進を国に要請

③深夜飲食店等の営業騒音への指導	深夜飲食店等の営業騒音防止のための指導	・ 苦情の際、個別に指導
④生活騒音に関する住民への啓発	生活騒音に関する住民への啓発	・ 日常生活における生活騒音軽減について市ホームページで啓発 ・ 苦情の際、個別に指導

### (3) きれいな水の確保

水質については、市内の河川、地下水を良好な水質の状態を維持できるように水質監視体制や水質浄化対策などを推進しています。

また、下水道の面整備率は 100%ですが、接続されていない所もあり、水質浄化のために下水道への接続を進めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①水質実態調査	河川水質、溜池水質、地下水汚染、ゴルフ場周辺水質等の実態調査	・ 中原大池の水質検査を実施 ・ 市内 12 箇所地下水の水質検査を実施
②河川巡視、清掃	河川の水質汚濁や不法投棄の状況などの巡視及び清掃の実施	・ 苦情箇所の清掃及び除草の実施 ・ 春日・惣利・塚原台・平田台の4地区自治会、春日那珂川水道企業団、陸上自衛隊、自衛隊福岡病院、航空自衛隊、つくし中央ライオンズクラブ、春日公共益事業協議会等で牛頸川周辺の清掃を行い、それに伴う廃棄物の回収処理を実施（海の日：7月16日）
③法・条例に基づく工場・事業場への排水基準遵守の徹底	法・条例に基づく工場・事業場への排水基準遵守の指導	・ 苦情の際、水質汚濁防止法に基づき、筑紫保健福祉環境事務所と連携のうえ指導を実施
④環境保全型農業の推進	農薬、化学肥料の使用量や使用法に配慮した環境保全型農業の推進	・ 春日市地域水田農業ビジョンや農協ライス戦略に基づく環境保全型農業を推進
⑤公共下水道への接続の促進等生活排水対策の推進	(7) 水質汚濁防止対策としての公共下水道接続の啓発  (イ) 家庭からの生活排水に対する啓発の実施	・ 未接続世帯の訪問や市報を使い、啓発を実施（水洗化率 98.9%）



## 2 自然とふれあうまちづくり

### (1) 水辺の環境の整備、活用

本市では、市民の身近な自然とのふれあいを確保するための場所が少ないことから、河川や溜池がその役割を果たすことが考えられます。そこで、河川や溜池の利用状況や周辺の土地利用、安全性を踏まえて活用を促進しています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①溜池の保全・活用	溜池保全、活用方針の検討	・溜池保全地区の松くい虫被害対策として、薬剤の樹幹注入（138本）及び被害木の伐採（323本）
②親子水辺教室の開催	水辺の生物を観察調査するため、親子を対象とした教室の開催	・8月26日に牛頸川で開催（33人参加）

### (2) まちのみどりの創出

本市は都市化に伴って自然植生が減少し、まとまりのあるみどりは数少なくなりました。したがって、公共施設、公園・街路樹などの公共空間のみどり及び事業所や住宅地など民有地のみどりの果たす役割は大きく、これらの緑化を進めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①緑の基本計画実施	緑地や水辺の保全、公園の整備、生垣などのあり方を検討し、その目標や具体的な取組を示す「緑の基本計画」の計画的な実施	・平成22年度に改訂した「緑の基本計画」に基づき、公園、児童遊園、緑地及び街路内の緑の管理等を実施
②都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定、管理	都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定、管理	・市内2箇所の特別緑地保全地区を良好な状態で保全するため、適切な管理を実施
③保存樹木の指定、管理	(ア) 春日市緑化推進等に関する条例に基づく保存木の指定及び管理 (イ) 保存樹木等の所有者に対する管理費の補助	・18本の保存樹木の一部（2本）せん定等を実施 ・「春日市緑化推進等に関する条例」により補助金（1本当たり年額3,000円）を交付
④森林整備計画の策定	民有林の保全、森林保全施策を定めた「森林整備計画」の策定	・市内全体を「森林と人との共生林」とし、市民の憩いの場として景観の維持を推進

⑤開発における緑地の保全、確保	開発行為等整備要綱による自然環境保全の指導と緑化の推進	・ 要綱に基づき、緑地の確保を指導
⑥公共施設緑化の推進	公共施設の緑化及び街路樹の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎敷地の樹木の維持管理を業務委託して実施</li> <li>・ 学校施設の樹木、花壇及び菜園の維持管理を実施</li> <li>・ 緑のカーテン（壁面緑化）を小学校1校、中学校2校で実施</li> <li>・ 街路樹の植替え・せん定を随時実施</li> </ul>
⑦公園アダプトプログラムの促進	市民参加型の公園管理の促進	・ 公園愛護会活動の活性化の推進（公園愛護団体数：25団体）
⑧民有地緑化の促進	生垣などの接道部緑化に対する補助、花の苗の配布、市民参加の花の育成、花の名所づくり	・ 各自治会に春・秋の2回、花の苗を配付（計11,890鉢）
⑨市民農園の利用促進	市民農園の整備及び市民への利用あっせん	・ 総数15箇所、367区画、1.1ha、利用率96%（352区画利用）

### 3 歴史・文化とふれあうまちづくり

#### (1) 弥生の里の面影を残す環境資源の保全

本市は、弥生時代から人々の生活の中心地として栄え、その面影を残す文化財や史跡が数多く存在しています。そこで、これらを貴重な環境資源として保全し、次世代に引き継ぐため、地域のシンボルとして積極的に活用する施策を展開しています。

施策・事業名	内容	平成24年度の実施
①地域のシンボルとしての史跡の保存	(ア) 地域のシンボルとしての史跡の保存 (イ) 史跡地の保存、整備や文化財の調査の推進 (ウ) 歴史・史跡を生かしたまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定特別史跡天神山水城跡の土塁部上に繁殖する樹木を伐採し、遺構の保全と顕在化を実施</li> <li>・ 「奴国の丘フェスタ 2012」を実施（来場者約1,200名）</li> <li>・ 歴史散歩（4回）、子ども歴史クラブ（7回）、歴史講座（4回）、やきもの教室（月1回）、企画展（2回）を実施</li> <li>・ 各地区文化活動の支援</li> <li>・ 九州国立博物館及び筑紫地区の共催によるパネル展</li> </ul>

## II 低炭素型都市の創造

### 1 エネルギー有効利用都市づくり

#### (1) 省エネルギーの推進

エネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量の増加は、地球規模の問題になっています。したがって各主体が一体となって、あらゆる場面でより一層の省エネルギー対策に取り組んでいます。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①地球温暖化対策実行計画の策定	市域全般における省エネルギーに係る施策の基本的な方向などを定めた「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定	・平成23年3月に策定した「春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を活用し、地球温暖化対策を推進
②公共施設における省エネ手法を取り入れた施設整備	窓や壁の断熱化及び消費電力の少ない機器の利用促進など省エネ手法による施設整備の推進	・児童クラブ舎の屋根・天井の断熱工事を実施 ・昇町保育所に省エネ型エアコンとLED照明を設置 ・中学校2校の一部の管理諸室及び特別教室の空調機を高効率機器に更新 ・小中学校15校の普通教室に扇風機を設置
③事業者に対する環境マネジメントシステム導入の支援	事業者に対する環境マネジメントシステム導入のための情報提供	・市ホームページに県主催の講座情報を掲載
④市民、事業者向け環境情報の提供	エネルギー・資源の有効利用等の環境情報の提供	・国・県等のチラシを窓口に配置 ・市報及び市ホームページに情報を掲載
⑤省エネ事業所診断の周知	事業者の省エネ意識向上のために、「工場の省エネルギー診断サービス」及び「ビルの省エネルギー診断サービス」の周知	・ポスター掲示や冊子を配置し、紹介
⑥省資源・省エネ型ライフサイクルの確立に向けた啓発	環境負荷低減のための各種啓発及びマイバッグの利用促進	・省エネルギー等の啓発記事を月1回、市報に掲載

⑦水の循環利用設備や節水型設備の導入	公共施設への水の循環利用設備や節水型設備の導入の検討	・日の出町コミュニティ供用施設の小便器をセンサー方式とし、節水型設備を導入
⑧安全に通行できる道路の整備	市内の移動における自転車利用を促進するための安全に通行できる道路整備	・県事業：那珂川宇美線整備事業 ・市事業：小倉紅葉ヶ丘線整備事業
⑨公用自転車の利用推進	職務遂行時における市内移動の際の公用自転車の利用促進	・公用自転車（6台）を配備し、自転車利用が可能な範囲は自転車を利用

## (2) 自然エネルギーの利用促進

限りある既存のエネルギー資源の消費を抑制するとともに、環境負荷の少ない太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを積極的に活用したまちづくりに取り組んでいます。

施策・事業名	内容	平成24年度の実施
①公共施設における自然エネルギーを取り入れた施設設備	公共施設における太陽光発電システムの段階的導入	・公共施設の新設及び建替時に自然エネルギーを取り入れた設備の導入について検討
②市民、事業者の自然エネルギー設備導入への支援	市民等が太陽光発電システムなどを導入する際の情報などの提供	・国の住宅用太陽光補助金制度の紹介

### Ⅲ 循環型都市の創造

#### 1 ごみの発生を回避し、資源を循環的に利用する都市づくり

##### (1) ごみの発生回避

ごみの発生をできるだけ少なくするために、ごみ発生回避の取組（耐久性の高いものを作り長く使用する、過剰包装を断る等）、ごみ減量のための取組（生ごみのコンポスト化、買ったものは最後まで使い切る等）、再使用の取組（牛乳びん回収への協力等）を進めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①ごみ減量に関する啓発冊子の作成	ごみ排出量やごみ処理の状況、ごみ減量のための方策などをまとめた啓発冊子の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみの正しい出し方」の作成</li> <li>・随時市報や市ホームページに情報を掲載し、啓発を実施</li> <li>・転入市民に対し、ごみ袋お試しセットを配布</li> </ul>
②事業系一般廃棄物の減量対策	事業系一般ごみの事業者自らによる再資源化の指導、多量排出事業者等に対する減量化・資源化の指導及び事業系一般ごみの多量排出事業所に対する減量化計画策定の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系古紙回収モデル事業を実施</li> <li>・多量排出事業者に対する減量計画書の提出を指導</li> </ul>
③生ごみ処理対策	市民農園と連携した生ごみの有効利用システムの検討、生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機の購入に対する補助金の交付、公共施設における生ごみコンポスト化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園の新規入園者に、ダンボールコンポスト事業を紹介</li> <li>・生ごみ処理機等購入費補助を実施（16件：電動生ごみ処理機13件、生ごみ堆肥化容器3件）</li> <li>・ダンボールコンポスト講習会（小学校開催分及び自治会開催分含む）を開催（14回、受講者数：206人）し、共同住宅等でも手軽にできるダンボールコンポストの利用を推進</li> <li>・菜園講座の実施（5回、受講者数33人）</li> <li>・3R農園クラブの実施</li> </ul>
④エコ・ショップ認定制度の推進	市内の事業所、商店のうち、環境配慮の度合を一定の基準で評価し、それぞれエコオフィス、エコ・ショップに認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定した店舗（13店舗）を市ホームページにて紹介</li> </ul>

## (2) 資源の循環的利用の実践

ごみの発生を回避する努力を行っても不要になる物については、できるだけ資源としての利用を図っています。

また、ものを買うときには、リサイクル製品を選ぶように努めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①緑の管理	公園内の樹木、街路樹のせん定枝葉を破砕機等によりチップ化し、土壌改良材等に再利用	・せん定枝葉の一部は業者により工場に運ばれ、破砕機等によりチップ化され、土壌改良剤等に利用（年間処理量 256 t）
②不用品交換の場設置	家庭用品などで再利用できるものについての情報コーナーや不用品交換即売会等を開催し市民相互の交換の場を設置	・ガレージセールの実施（春・秋の2回）
③古本リサイクル	利用価値を失った図書館の不要資料を希望する市民へ無料提供	・利用価値がなくなった図書館の除籍本（8,573冊）について、リサイクル可能なものを希望する市民へ無料で提供
④公共工事における廃棄物の再利用推進	廃棄物の減量と再利用を図るための建設廃材などの再生利用の推進	・「建築工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」に基づき、500万円以上の工事においては契約時において再生処理に要する費用の算出を義務付け（県にも報告）

## (3) ごみの不適正処理、不法投棄の防止

ごみの発生回避や物の循環的利用を行っても、やむを得ず発生したごみについては、ごみ処理ルールや産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を守り、環境に負荷を与えない適正な処理処分を進めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①廃棄物の不適正処理、不法投棄防止対策	廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するための巡回監視業務の強化	・監視カメラにより、不法投棄の監視を実施 ・不適正排出者には直接、チラシや口頭等で指導

## IV 人と環境にやさしいコミュニティの創造

### 1 他人に配慮して住まう

#### (1) 隣人を思いやる生活活動の実践

本市では、動物の飼い方などの近隣関係での苦情が多く寄せられています。そこで、生活しているすべての人々が隣人を思いやり、迷惑をかけない生活活動を行うための様々な取組を展開しています。

施策・事業名	内容	平成24年度取組
①近隣住民に迷惑をかける住まい方の啓発	啓発冊子作成等により、ごみの不法投棄や深夜騒音の防止など近隣住民に迷惑をかける住まい方の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情に対応するとともに、市ホームページで注意すべき点などを啓発</li> <li>・ ごみの不適正排出者には直接、チラシや口頭などで指導</li> </ul>
②犬・猫の正しい飼い方の指導	犬・猫の正しい飼い方のマナーアップに向けた指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狂犬病予防注射の案内にマナーアップのチラシを同封</li> <li>・ ペットの適正飼養について市ホームページに情報を掲載</li> <li>・ 市報にマナーアップの啓発記事を掲載及び随時、広報車で啓発を実施</li> <li>・ 苦情の際、個別に指導</li> <li>・ マナーアップ啓発バッグを配布</li> <li>・ しつけ方教室を開催</li> <li>・ 6月3日に動物愛護推進フェアを開催（ガレッジセールと同日開催）</li> <li>・ 動物医療機関及びペット業者への飼主啓発指導を依頼</li> <li>・ 市主催の環境講座の参加者にマナーアップのチラシを配布</li> </ul>

## 2 環境教育・学習の推進

### (1) 環境教育・学習推進体制の整備と参加

市民や事業者が生活・事業活動と環境の関わりについて理解を深めながら、環境保全活動につなげるために環境教育・学習の推進体制づくりを行い環境について市民や事業者に対してわかりやすく説明、アドバイスのできる人材の育成を図っています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①環境教育・学習の推進体制整備	学校、諸団体、グループ、企業等の連携による環境教育推進のための検討の機会の確保及び組織体制の整備	・こどもエコクラブ数（11 団体、会員数 521 人）
②環境フェアの開催	市民、事業者、コミュニティ・民間活動団体、市がともに環境について考える「環境フェア」の実施	・10月28日に市役所市民ロビーにて実施（テーマ「きて、みて、たいけん！環境フェア」）（26 団体参加）
③環境教育、啓発を進めるための地域の人材活用	国の「環境カウンセラー」や県の「環境マイスター」など市内在住の人材を活用した事業者やコミュニティ、団体等への学習機会の提供	・うちエコ生活講座にて市内在住の人材を活用

### (2) 環境に関する知恵を伝える

各主体が一体となって環境に配慮した行動を進めるためには、その基盤として環境教育・学習を繰り返し、根気よく行うことが必要です。そこで、CATVやインターネットなど様々な手段を通じて環境情報を収集・整理し、相互に情報交換を進めていく環境を整備しています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①年次報告書の発行	環境の状況や環境保全・創造に関する施策の実施状況について記した春日市環境報告書の作成及び公表	・平成23年度版春日市環境報告書を作成 ・市民図書館や市情報公開コーナーに配置及び市ホームページに掲載
②環境学習教材の作成	地球環境問題、市域の環境に関する冊子やビデオ等の環境学習教材の作成	・平成24年2月に作成した自然環境マップを、市民図書館、市情報公開コーナーに設置するとともに、市ホームページにも掲載



③環境保全活動の事例紹介	環境保全活動の事例、開催日や内容の広報やインターネットの活用による紹介	・市ホームページにて市主催の水辺教室等の環境講座の紹介や、市内団体の取組等を掲載
④市民環境講座の開催	市民に対する環境学習講座の開催	・うちエコ生活講座を実施（7回） ・職員出前講座を実施（6回）
⑤中間処理施設見学会の開催	ごみ減量・リサイクル意識向上のためのごみ処理に関する中間処理施設見学会の開催	・希望地区を対象に中間処理施設見学会を実施（紅葉ヶ丘地区、春日公園地区）
⑥こどもエコクラブ活動の支援	こどもエコクラブ活動に対する支援	・市主催講座で登録を呼びかけ ・こどもエコクラブ事務局だよりを2ヶ月に1回発行し、活動を支援
⑦親子環境セミナーの開催	親子いっしょに参加できる環境セミナーの実施	・7月23日に親子エコクッキングを開催（32人参加） ・8月26日に水辺教室を開催（33人参加） ・1月19日に野鳥観察会を開催（27人参加）

### 3 環境保全活動の促進

#### (1) コミュニティ活動への支援、活動のネットワークづくり

本市の環境づくりのために、市民一人ひとりの行動とともに地域が一体となって取組を進めるコミュニティ活動の促進及び個々の市民、団体などが環境保全活動をより一層進めるための支援を行っています。

また、積極的に環境保全活動を行っている団体のために、個々の取組がより有効に機能するよう団体間のネットワーク化を図り、その活動を支援しています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①自治会、民間活動団体などに対する活動支援	補助制度などの活用による環境保全活動の支援	・春日市環境保全活動事業補助金制度により市民団体の支援を実施（7団体） ・自治会連合会の活動を支援 ・各地区自治会の環境保全活動を支援 ・春日ダンボールコンポストの会と共同でダンボールコンポスト講習会を実施

## 第4章 春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の取組状況

### 1 主な部門の削減目標

本市のエネルギー利用量の多くを占める、生活に係る部分の削減を主な取組の目標としています。

#### (1) 民生部門

目標：各家庭における電力・ガスの利用に伴う二酸化炭素排出量を10%削減

民生部門のうち、家庭系における削減目標は、計画最終年度までに「省エネ家電製品への買い替え」、「待機時消費電力の削減」などが推進され、「太陽光発電システム」についても「戸建住宅」や「集合住宅」で導入が進んでいくものとして設定しています。

また、電力及び都市ガスについて、平成17年度と比較して計画最終年度である平成32年度までに10%削減することを目標とし、民生部門（業務）の削減と併せて民生部門全体で7.4%削減することを目標としています。

#### (2) 運輸部門

目標：自動車による二酸化炭素排出量を15%削減

運輸部門では、主に自動車の低燃費・低公害のための技術が絶えず進展していることに伴い、計画期間を通じてトプラランナー基準車への移行やクリーンエネルギー車の導入を促すことで、大きな効果を見通すことができます。

この運輸部門における削減目標は、計画最終年度における自動車の保有状況が基準年度と同等の規模で推移し、かつクリーンエネルギー車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）の全体に占める割合が計画最終年度までに10%に達し、トプラランナー基準適合車が計画期間を通じて大幅に導入されるものとして設定しています。

計画最終年度である平成32年度の自動車による二酸化炭素排出量を、基準年度のものと比較して15%削減することを目標としています。

#### (3) 一般廃棄物

目標：可燃ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量を15%削減

一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出については、基本計画等で重点目標としている市民の可燃ごみの減量行動により、基準年度と比較して15%削減することを目標としています。

## 2 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量の現況

各種統計データから、環境省の策定マニュアルを参考に部門別に現況推計を行いました。

これらの推計は、資源エネルギー庁等の資料を利用していますが、民生部門の家庭の電力、都市ガスについては、供給事業者の協力により得られる実際の数値を優先して利用しています。

### <部門別二酸化炭素排出量の推移>

(単位：tCO<sub>2</sub>)

部 門	H17 ① 【基準年】	H20	H21	H22	H23 ②	伸率(%) ②/①
産業部門	43,723	27,570	22,101	24,840	23,911	▲ 45.3
農林水産業	315	322	312	322	387	22.7
建設業・鉱業	6,853	6,894	6,278	6,278	8,330	21.6
製造業	36,555	20,355	15,511	18,240	15,194	▲ 58.4
民生部門	182,206	198,598	190,902	197,793	245,987	35.0
家庭	93,041	108,703	104,060	111,022	108,501	16.6
電力	66,985	83,213	79,632	85,211	84,430	26.0
都市ガス	13,807	13,977	13,825	14,332	14,326	3.8
LPガス	12,249	11,513	10,603	11,479	9,745	▲ 20.4
業務他	89,165	89,895	86,842	86,771	137,486	54.2
運輸部門	142,144	133,188	132,219	131,046	132,026	▲ 7.1
自動車	141,240	132,255	131,332	130,173	131,034	▲ 7.2
旅客	103,845	96,766	97,994	97,803	99,366	▲ 4.3
貨物	37,395	35,488	33,338	32,369	31,668	▲ 15.3
鉄道	904	934	887	874	992	9.7
旅客	810	839	800	789	897	10.7
貨物	93	95	87	85	94	1.1
一般廃棄物	11,932	11,323	10,604	11,100	12,031	0.8
合 計	380,005	370,679	355,826	364,779	413,955	8.9

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

本市における二酸化炭素排出量は上記のように推定され、部門別に見ると、平成 17 年度と比較して平成 23 年度は産業部門で約 45%、運輸部門で約 7%減少しました。

一方、民生部門では約 35%の増加となりました。

また、二酸化炭素排出量の内訳を見ると、事業活動に由来するもの（産業部門、民生部門（業務）、運輸部門（貨物））と市民活動に由来するもの（民生部門（家庭）、運輸部門（旅客）、一般廃棄物）の割合が半々となっています。

### 3 具体的な取組

#### (1) 家庭における暮らしの見直し、省エネルギー・省資源の推進

家庭での省エネルギーは、ちょっとした心遣いでその効果をもたらすものも少なくなく、例えば、コンセントからプラグを抜くだけで、待機電力を減らすことになり、省エネルギーにつながります。

省エネルギーに対する当事者意識を持ち、省エネルギー行動を実践する家庭を増やしていくために、次のような普及啓発を行っています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①省エネルギー普及のための広報	省エネの普及に向けた市報への記事の連載など、省エネへの関心を高めるための広報	・国・県等の省エネ冊子を窓口に配置 ・市主催の環境講座の参加者にパンフレットを配布
②こどもエコクラブへの登録	家庭や学校単位でのこどもエコクラブ登録の増への取組及び学習資料等の提供	・こどもエコクラブ数（11 団体、会員数 521 人）
③環境フェア	環境保全団体等の活動を展示することで、来場者に環境にやさしい行動や知恵の提案	・10 月 28 日に市役所市民ロビーにて実施（テーマ「きて、みて、たいけん！環境フェア」）（26 団体参加）

#### (2) 事業所への省エネルギー対策マネジメントの導入の推進

省エネルギーにつながる各種システム・制度の導入を側面的に支援し、事業所における省エネ・省資源につなげています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①エコ・ショップ認定	環境に配慮した事業を行う店舗をエコ・ショップとして認定し、環境にやさしい事業所を支援	・認定した店舗（13 店舗）を市ホームページで紹介

#### (3) 自動車による化石エネルギーの消費を削減するための対策の推進

本市では、運輸部門のエネルギー使用量も、民生部門と並んで大きな割合を占めており、これは主に自家用車（マイカー）の利用によるものと考えられます。

このため、自家用車から公共交通機関、徒歩、自転車といった移動手段への切り替えや低燃費車・次世代自動車等の普及、エコドライブの推進等を目標としながら、省エネルギー・温室効果ガスの排出抑制を図っています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①エコドライブの普及	(ア) 市報等でエコドライブについての紹介記事を掲載  (イ) エコドライブに関するパンフレットを配布	・定期的に啓発記事を市報に掲載 ・市主催の環境講座の参加者等にパンフレットを配布
②低燃費車等の普及	(ア) 環境フェアなどで低燃費車等に関する情報の提供  (イ) 低燃費車等転換に対する補助事業の周知	・環境フェアにて電気自動車の展示・試乗を実施
③自家用車の利用抑制	(ア) コミュニティバスなど公共交通機関の利用を推進  (イ) 自転車を利用しやすい都市環境づくり	・毎週金曜日をノーマイカーデーと設定 ・6月に市内の店舗で街頭啓発を実施
④交通流対策の推進	幹線道路・都市計画道路の効果的・効率的整備を行い、渋滞の緩和を推進	・県事業：那珂川宇美線整備事業（宝町交差点～岡部病院、ルミエール～泉交差点）、須玖交差点改良事業 ・市事業：小倉紅葉ヶ丘線整備事業

#### (4) 自然エネルギー利用の促進

風力や太陽光エネルギーを利用することは、温室効果ガス排出抑制に有効な手段のため、国による自然エネルギー導入補助制度などを周知し、地域の自然エネルギーの活用の促進に努めています。

施策・事業名	内容	平成24年度の取組
①自然エネルギー設備導入補助	国による自然エネルギー導入補助制度の周知に努め、市施設などへ積極的な導入を推進	・国の住宅用太陽光補助金制度の制度を紹介

(5) 市民、事業者、行政が省エネルギー・省資源のための取組を連携できるネットワークの形成

地域における省エネルギー・地球温暖化対策を推進するためには市民、事業者、行政という主体それぞれが自らの役割を自覚し、取り組んでいくことが重要です。

同時に、各主体がその役割を超えて、それぞれを補完しながらより効果的な行動へとつなげていくことも必要になります。

各主体が持っているさまざまな可能性を引き出していくため、自治会や民間活動団体、商工会などが緊密に連携できるネットワークづくりに努めています。

施策・事業名	内容	平成24年度取組
①地球温暖化防止活動推進員との活動連携	地球温暖化防止活動推進員と連携しながら団体などのサポートを行い、ネットワークづくりの機運を形成	・環境フェアを連携して実施

(6) ごみ発生回避の取組の推進

本市では、環境基本計画を通じ、市民の可燃ごみの減量を推進しており、これは可燃ごみの輸送や焼却に伴う二酸化炭素排出量を減少することにもつながるため、ごみ減量を通じた省エネ・省資源の普及啓発を行っています。

施策・事業名	内容	平成24年度取組
①ガレージセール	家庭にある遊休品の活用を通じて、ごみの減量を推進	・ガレージセールの実施（春・秋の2回）
②資源ごみの回収や堆肥化の推進	地域における資源ごみの集団回収や生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量・二酸化炭素の発生を抑制	・「ごみの正しい出し方」の作成 ・市報や市ホームページに随時情報を掲載し、啓発を実施

## 第5章 エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）の取組状況

行政自らが一消費者・一事業者として市民や事業者にも率先して環境負荷低減に向けた取組を行い、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減を目指すことを目的として、平成23年3月に『第3期エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）』を策定し、平成27年度を目標年度として取組を進めています。

### 1 計画の対象

計画の対象は、本市で行う事務及び事業（外部委託に係るものを除く。）の全てです。

### 2 対象施設

市長部局			
市役所本庁舎	いきいきプラザ	すくすくプラザ	児童センター
保育所施設	福祉ぱれっと館	龍神池駐輪場	男女共同参画・消費生活センター
教育委員会			
小学校	中学校	文化財施設	スポーツセンター
温水プール	ふれあい文化センター		

### 3 計画の目標と推進状況

#### (1) 二酸化炭素排出量に関する目標と現況

項 目	二酸化炭素排出量 (kgCO <sub>2</sub> )		増減率 (%)	数値目標 (平成27年度)	
	平成21年度	平成24年度			
電気	3,080,569	4,379,333	42.16	5.6%減	
エネルギー	都市ガス	331,072	353,276	6.71	3.2%減
	LPガス	246,742	226,576	▲ 8.17	1.3%減
	ガソリン	76,094	80,925	6.35	2.2%減
	灯油	39,018	36,593	▲ 6.22	2.0%減
	A重油	6,648	2,710	▲ 59.24	2.0%減
上水道	59,088	61,089	3.39	5.0%減	
合 計	3,839,231	5,140,500	33.89	5.0%減	

平成24年度の二酸化炭素排出量は、平成21年度と比べてLPガス、灯油及びA重油については減少しましたが、電気、都市ガス及びガソリンについては増加となりました。特に電気については大きく増となりました。その理由としては、環境省が毎年公表している電気事業者別排出係数が基準年度に比べて約1.5倍になったことが原因と考えられます。

エネルギー使用量については、都市ガスとガソリンを除いて減少しました。電気事業者による節電の要請により、電気使用を抑制したこと等が要因と考えられます。

## (2) エネルギーの使用に関する各施設の現況

		平成21年度	平成24年度	増減率	
市長部局	市庁舎	電気 (kwh)	1,843,236	1,749,024	▲ 5.1
		都市ガス (m <sup>3</sup> )	20,825	19,977	▲ 4.1
		ガソリン (ℓ)	28,599	30,731	7.5
		水道 (m <sup>3</sup> )	9,290	10,554	13.6
	いきいきプラザ	電気 (kwh)	366,306	272,862	▲ 25.5
		都市ガス (m <sup>3</sup> )	11,309	10,802	▲ 4.5
		ガソリン (ℓ)	1,527	138	▲ 91.0
		水道 (m <sup>3</sup> )	1,911	1,407	▲ 26.4
	すくすくプラザ (須玖保育所及び須玖 児童センター)	電気 (kwh)	212,963	211,448	▲ 0.7
		L P ガス (m <sup>3</sup> )	829	749	▲ 9.6
		ガソリン (ℓ)	530	615	15.9
		水道 (m <sup>3</sup> )	3,310	3,302	▲ 0.2
	児童センター (光町・毛勝・白水)	電気 (kwh)	45,139	49,895	10.5
		都市ガス (m <sup>3</sup> )	741	2,270	206.3
		L P ガス (m <sup>3</sup> )	30	12	▲ 59.3
		ガソリン (ℓ)		172	皆増
	保育所施設	水道 (m <sup>3</sup> )	574	695	21.1
		電気 (kwh)	87,137	84,546	▲ 3.0
		都市ガス (m <sup>3</sup> )	2,233	0	▲ 100.0
		L P ガス (m <sup>3</sup> )	1,059	654	▲ 38.2
灯油 (ℓ)		2,009	198	▲ 90.1	
A 重油 (ℓ)		2,400	1,000	▲ 58.3	
福祉ぱれっと館	水道 (m <sup>3</sup> )	3,301	1,543	▲ 53.3	
	電気 (kwh)	179,118	185,184	3.4	
	都市ガス (m <sup>3</sup> )	19,142	20,939	9.4	
龍神池駐輪場	水道 (m <sup>3</sup> )	2,503	2,718	8.6	
	電気 (kwh)	14,866	20,056	34.9	
男女共同参画・ 消費生活センター	電気 (kwh)		10,436	皆増	
	灯油 (ℓ)		72	皆増	
	水道 (m <sup>3</sup> )		68	皆増	
教育委員会	小学校	電気 (kwh)	1,897,295	1,934,331	2.0
		都市ガス (m <sup>3</sup> )	32,633	40,423	23.9
		L P ガス (m <sup>3</sup> )	36,525	35,748	▲ 2.1
		灯油 (ℓ)	10,426	11,972	14.8
		水道 (m <sup>3</sup> )	99,982	104,856	4.9
	中学校	電気 (kwh)	1,114,884	1,152,076	3.3
		都市ガス (m <sup>3</sup> )	6,939	7,767	11.9
		L P ガス (m <sup>3</sup> )	205	280	36.6
		灯油 (ℓ)	3,110	2,575	▲ 17.2
		水道 (m <sup>3</sup> )	28,633	27,606	▲ 3.6
	歴史資料館	電気 (kwh)	113,862	99,705	▲ 12.4
		ガソリン (ℓ)	570	1,132	98.7
		水道 (m <sup>3</sup> )	398	538	35.2
	スポーツセンター	電気 (kwh)	512,891	595,283	16.1
		L P ガス (m <sup>3</sup> )	93	46	▲ 50.1
		ガソリン (ℓ)	797	1,095	37.4
		水道 (m <sup>3</sup> )	2,187	2,578	17.9
	温水プール	電気 (kwh)	1,144,608	928,306	▲ 18.9
		水道 (m <sup>3</sup> )	6,020	6,000	▲ 0.3
	ふれあい 文化センター	電気 (kwh)	1,096,740	1,048,524	▲ 4.4
都市ガス (m <sup>3</sup> )		60,165	55,956	▲ 7.0	
L P ガス (m <sup>3</sup> )		640	683	6.8	
ガソリン (ℓ)		836	974	16.5	
水道 (m <sup>3</sup> )		8,251	7,826	▲ 5.2	
合計	電気 (kwh)	8,629,045	8,341,676	▲ 3.3	
	都市ガス (m <sup>3</sup> )	153,987	158,134	2.7	
	L P ガス (m <sup>3</sup> )	39,381	38,174	▲ 3.1	
	ガソリン (ℓ)	32,858	34,856	6.1	
	灯油 (ℓ)	15,545	14,817	▲ 4.7	
	A 重油 (ℓ)	2,400	1,000	▲ 58.3	
	水道 (m <sup>3</sup> )	166,360	169,691	2.0	



### (3) 主要な文具・事務用品の購入実績

#### <グリーン製品（文具・事務用品）の購入割合表>

品 目	H23			H24		
	購入量	うちグリーン 製品購入量	購入 割合	購入量	うちグリーン 製品購入量	購入 割合
コピー用紙	13,723,050	13,723,050	100.0%	12,905,873	12,905,873	100.0%
ファイル	2,936	2,092	71.3%	2,078	1,106	53.2%
クリアフォルダ	5,987	2,524	42.2%	8,194	7,343	89.6%
付箋紙	5,024	4,441	88.4%	7,743	4,776	61.7%
ボールペン	9,264	7,190	77.6%	4,688	3,943	84.1%
鉛筆	2,506	636	25.4%	8,301	6,401	77.1%
サインペン・マジック	7,044	3,898	55.3%	2,427	1,064	43.8%
フラットファイル	9,225	7,623	82.6%	6,344	3,676	57.9%
合 計	13,765,036	13,751,454		12,945,648	12,934,182	

#### 4 目標達成に向けた主な取組

目標達成のため 65 の取組を掲げ推進しています。そのうち、主な取組は次のとおりです。

項 目	取 組
冷暖房	施設の冷暖房温度は、冷房 28℃、暖房 20℃に設定する。
エレベーター	エレベーターの使用はできるだけ控え、階段を利用する。
OA機器	会議での離席、昼休みなど 30 分以上使用しない場合は、パソコン、プリンタ等の電源オフ等（スタンバイ）を徹底する。
照明	始業前の点灯は、始業開始時刻を原則とする。 昼休み時間は、来客者の対応時等を除き消灯する。 午後の時間外は、必要な場合のみ最小限の照明を使用する。
公用車	アイドリング、暖機運転、急発進、空ぶかしを控える。 近距離の移動は、公用自転車を積極的に活用する。
ノー残業デー	照明やOA機器等の電気使用量を削減するため、毎週水曜日をノー残業デーとする。
水の使用	水道水圧調節を実施し、節水を行う。 公用車の洗車は、節水を心がける。
OA用紙使用量の削減	両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。 会議資料は、簡素化を図り、ページ数、部数を必要最低限とする。 不要になった用紙類は、正しく分別し、リサイクルに努める。

# 資料編

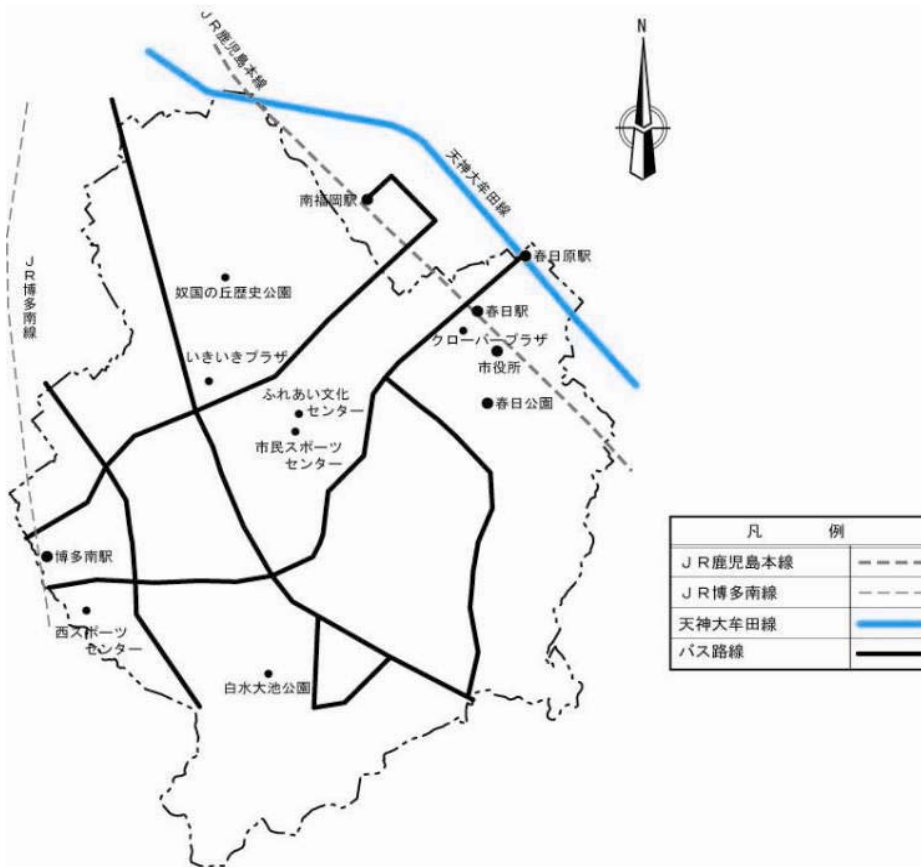
## 目次

I	「社会経済活動の動向」資料	
1	交通	
(1)	公共交通機関網図	1
(2)	コミュニティバス路線図	1
II	「生活環境について」資料	
1	大気環境	
(1)	測定地点図	2
(2)	大気汚染物質測定結果	
○	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	2
○	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	3
○	浮遊粒子状物質 (SPM)	4
○	塩化水素 (HCl)	4
○	降下ばいじん	5
○	ダイオキシン類	5
2	水環境	
(1)	地下水	6
3	音環境	
(1)	航空機騒音	7
(2)	自動車交通騒音	7
(3)	騒音・振動関係	9
III	「春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の取組状況」資料	
1	二酸化炭素排出量の推計方法	10
2	推定の算出根拠	11
IV	「エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）の取組状況」資料	
1	対象	12
2	二酸化炭素の排出区分	12
3	二酸化炭素排出係数	12
V	用語集	13

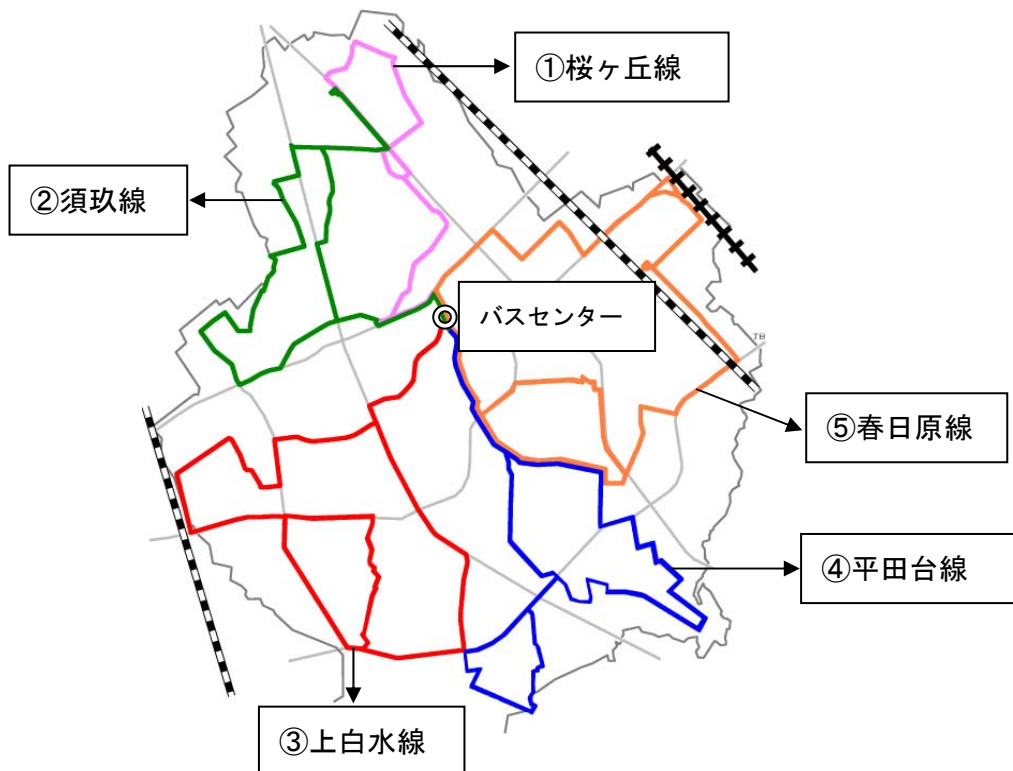
# I 「社会経済活動の動向」資料

## 1 交通

### (1) 公共交通機関網図



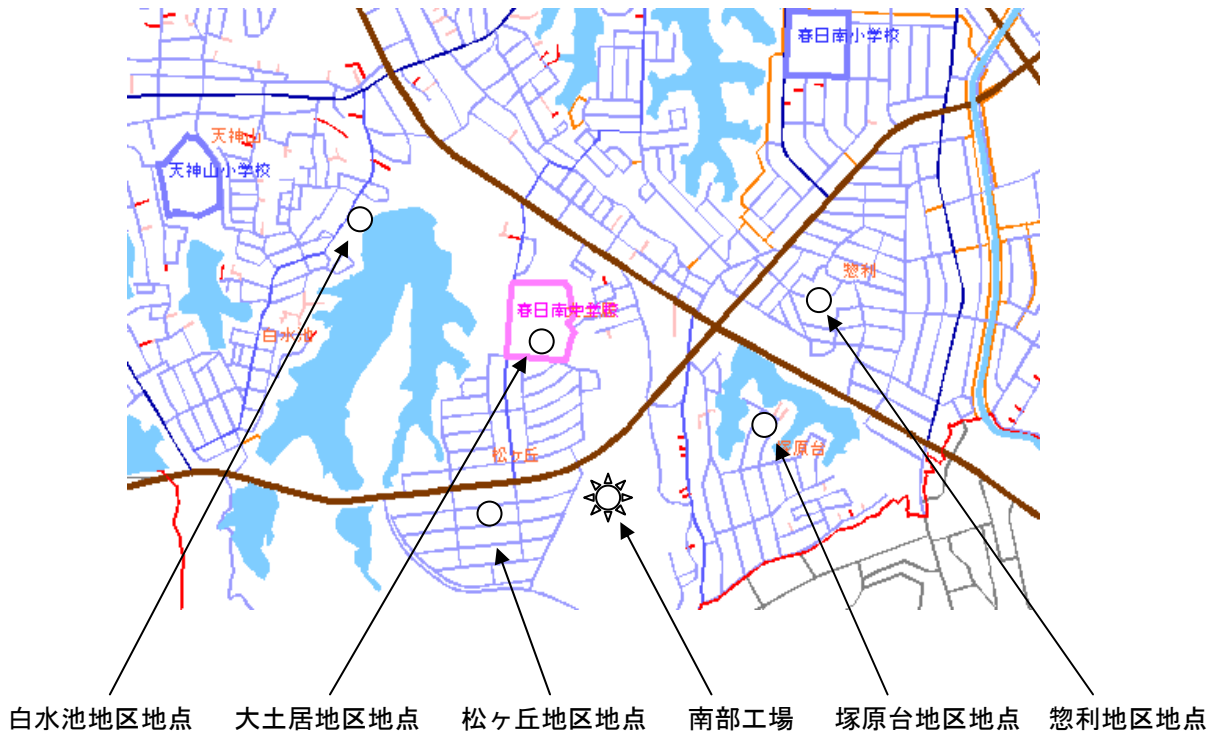
### (2) コミュニティバス路線図



## II 「生活環境について」資料

### 1 大気環境

#### (1) 測定地点図



#### (2) 大気汚染物質測定結果

##### ○二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

環境基準：日平均値が 0.04ppm 以下、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下

##### <二酸化硫黄の期間平均値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.004	0.005	0.003	0.001	0.002
惣利地区公民館横	0.005	0.005	0.004	0.003	0.002
白水大池公園北駐車場	0.005	0.005	0.003	0.001	0.000
塚原台地区公民館	0.005	0.005	0.004	0.004	0.001
春日南中学校		0.005	0.004	0.002	0.000

(備考) 表記上、「0.000」となる場合があります。

##### <二酸化硫黄の日平均値の最大値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002
惣利地区公民館横	0.006	0.006	0.005	0.006	0.003
白水大池公園北駐車場	0.006	0.009	0.005	0.002	0.001
塚原台地区公民館	0.007	0.006	0.004	0.007	0.001
春日南中学校		0.007	0.005	0.005	0.001

<二酸化硫黄の1時間値の最大値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.008	0.012	0.007	0.036	0.004
惣利地区公民館横	0.009	0.008	0.007	0.034	0.004
白水大池公園北駐車場	0.013	0.019	0.009	0.005	0.003
塚原台地区公民館	0.010	0.008	0.006	0.043	0.003
春日南中学校		0.012	0.009	0.039	0.003

○二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

環境基準：日平均が0.04ppm以下

<二酸化窒素の期間平均値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.012	0.007	0.009	0.014	0.009
惣利地区公民館横	0.015	0.011	0.009	0.015	0.010
白水大池公園北駐車場	0.009	0.006	0.008	0.012	0.008
塚原台地区公民館	0.013	0.009	0.011	0.013	0.009
春日南中学校		0.010	0.008	0.013	0.008

<二酸化窒素の日平均値の最大値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.017	0.013	0.014	0.018	0.012
惣利地区公民館横	0.022	0.019	0.017	0.020	0.012
白水大池公園北駐車場	0.015	0.012	0.015	0.016	0.011
塚原台地区公民館	0.019	0.017	0.019	0.018	0.012
春日南中学校		0.013	0.016	0.017	0.011

<二酸化窒素の1時間値の最大値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.042	0.029	0.032	0.039	0.026
惣利地区公民館横	0.043	0.036	0.033	0.040	0.028
白水大池公園北駐車場	0.038	0.025	0.032	0.035	0.024
塚原台地区公民館	0.043	0.030	0.039	0.039	0.025
春日南中学校		0.025	0.032	0.037	0.026

○浮遊粒子状物質（SPM）

環境基準：日平均が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、かつ、1時間値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下

<浮遊粒子状物質の期間平均値>

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.024	0.024	0.013	0.044	0.020
惣利地区公民館横	0.032	0.036	0.012	0.041	0.015
白水大池公園北駐車場	0.024	0.027	0.011	0.025	0.013
塚原台地区公民館	0.037	0.035	0.013	0.024	0.014
春日南中学校		0.025	0.012	0.034	0.012

<浮遊粒子状物質の日平均値の最大値>

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.035	0.036	0.023	0.060	0.024
惣利地区公民館横	0.048	0.047	0.021	0.057	0.017
白水大池公園北駐車場	0.038	0.040	0.025	0.047	0.017
塚原台地区公民館	0.052	0.047	0.027	0.035	0.019
春日南中学校		0.035	0.024	0.050	0.015

<浮遊粒子状物質の1時間値の最大値>

(単位：mg/m<sup>3</sup>)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.117	0.100	0.049	0.089	0.035
惣利地区公民館横	0.067	0.119	0.056	0.080	0.049
白水大池公園北駐車場	0.054	0.119	0.048	0.063	0.036
塚原台地区公民館	0.072	0.108	0.056	0.064	0.044
春日南中学校		0.105	0.051	0.079	0.044

○塩化水素（HCl）

目標環境濃度：1時間値が0.02ppm以下 ※環境基準は定められていない。

<塩化水素の期間平均値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	<	<	<	<	<
惣利地区公民館横	<	<	<	<	<
白水大池公園北駐車場	<	<	<	<	<
塚原台地区公民館	<	<	<	<	<
春日南中学校		<	<	<	<

<塩化水素の日平均値の最大値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	<	<	<	<	<
惣利地区公民館横	<	<	<	<	<
白水大池公園北駐車場	<	<	<	<	<
塚原台地区公民館	<	<	<	<	<
春日南中学校		<	<	<	<

<塩化水素の1時間値の最大値>

(単位：ppm)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
松ヶ丘地区公民館横	0.006	<	<	<	<
惣利地区公民館横	0.004	<	<	<	<
白水大池公園北駐車場	<	<	<	<	<
塚原台地区公民館	<	<	<	<	<
春日南中学校		<	<	<	<

(備考) 表中の「<」は、定量下限値(0.001ppm)未満の値であることを表す。

○降下ばいじん

(単位：t/km<sup>2</sup>/月平均)

測定場所	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
春日南小学校	1.83	1.98	2.56	2.13	2.14

(備考) 環境基準は定められていない。

○ダイオキシン類

測定地点		項目	21年度	22年度	23年度	24年度	法規制値等
福岡市 南部工場	1号炉	排ガス	0.00012	0.00038	0.01400	0.00093	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		ばいじん	0.068	0.250	2.900	0.56	3ng-TEQ/g
		焼却灰	0.02900	0.00530	0.00071	0.026	3ng-TEQ/g
	2号炉	排ガス	0.000016	0.000076	0.004200	0.0000084	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		ばいじん	0.17	0.17	2.50	0.77	3ng-TEQ/g
		焼却灰	0.0270	0.0100	0.0015	0.011	3ng-TEQ/g
	放流水	0.00058	0.16000	0.00095	0.000068	10pg-TEQ/L	
春日大野城 リサイクルプラザ	地下水	0.06900	0.01500	0.00940	0.0025	1pg-TEQ/L	
	浸透水	0.00040	0.00028	0.00089	0.0027	1pg-TEQ/L	
	処理水	0.0180	0.0043	0.0050	0.021	10pg-TEQ/L	

## 2 水環境

### (1) 地下水

#### <水質検査項目（29項目）と基準値>

検査項目	単位	基準値
一般細菌	個/ml	100 個/ml以下
大腸菌	—	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 mg/l以下
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 mg/l以下
鉛及びその化合物	mg/l	0.01 mg/l以下
ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01 mg/l以下
六価クロム化合物	mg/l	0.05 mg/l以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01 mg/l以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10 mg/l以下
フッ素及びその化合物	mg/l	0.8 mg/l以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 mg/l以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.01 mg/l以下
亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0 mg/l以下
鉄及びその化合物	mg/l	0.3 mg/l以下
銅及びその化合物	mg/l	1.0 mg/l以下
マンガン	mg/l	0.05 mg/l以下
塩化物イオン	mg/l	200 mg/l以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	300 mg/l以下
蒸発残留物	mg/l	500 mg/l以下
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 mg/l以下
フェノール類	mg/l	0.005 mg/l以下
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	3 mg/l以下
pH 値		5.8 以上 8.6 以下
味		異常でないこと
臭気		異常でないこと
色度	度	5 度以下
濁度	度	2 度以下
有機リン	mg/l	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	—

（備考）表中の「—」は、水道法による検査項目にないため、基準値が示されていないことを表す。



### 3 音環境

#### (1) 航空機騒音

(単位：WECPNL)

測定場所	類型	環境基準	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
春日公園 5-17 (春日高校)	I	70	70	69	68	69	69
下白水南 4-134 (春日西小学校)			63	69	63	64	62
紅葉ヶ丘西 4-1-1 (紅葉ヶ丘共同利用施設)			65	—	—	—	—
泉 2-4 (泉地区公民館)			—	65	—	—	—
大谷 4-7 (大谷共同利用施設)			—	65	—	—	—
大谷 4-1 (大谷小学校)			—	—	63	63	63
若葉台西 3-4-1 (若葉台西共同利用施設)			—	—	64	—	—
若葉台東 2-86-2 (若葉台東共同利用施設)			—	—	—	—	66
春日原南町 4-37-1 (春日原小学校)	II	75	—	—	—	—	69

(備考) 春日公園 5-17 (春日高校) の平成 24 年度分は、速報値。

表中の「—」は、測定していないことを表す。

#### (2) 自動車交通騒音

(単位：dB)

測定地点		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	環境基準
県道・那珂川大野城線 【南部清掃工場北門付近】	昼間	—	70	70	71	70	70 以下
	夜間	—	66	65	65	64	65 以下
県道・松ヶ丘月の浦線 【南部清掃工場南門付近】	昼間	—	66	62	63	63	65 以下
	夜間	—	58	58	54	54	60 以下
県道・那珂川大野城線 (大字上白水 219-1 (白水 大池公園駐車場))	昼間	—	67	—	—	—	70 以下
	夜間	—	65	—	—	—	65 以下
市道・大土居下の原線 (天神山 1 丁目 (天神山小 入口付近))	昼間	66	—	—	—	—	70 以下
	夜間	61	—	—	—	—	65 以下

測定地点		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	環境基準
県道・福岡早良大野城線 (伯玄町2丁目(商会館 駐車場付近))	昼間	—	70	—	—	—	70以下
	夜間	—	<u>70</u>	—	—	—	65以下
県道・福岡筑紫野線 (原町3丁目(春日公園入 口付近))	昼間	68	—	—	—	—	70以下
	夜間	64	—	—	—	—	65以下
県道・板付牛頸筑紫野線	昼間	—	—	68 <sub>※1</sub>	69 <sub>※2</sub>	68 <sub>※5</sub>	70以下
	夜間	—	—	63 <sub>※1</sub>	62 <sub>※2</sub>	64 <sub>※5</sub>	65以下
県道・大野城二丈線	昼間	—	—	67 <sub>※3</sub>	67 <sub>※4</sub>	—	70以下
	夜間	—	—	63 <sub>※3</sub>	62 <sub>※4</sub>	—	65以下
一般国道202号線	昼間	—	—	—	—	66 <sub>※6</sub>	70以下
	夜間	—	—	—	—	62 <sub>※6</sub>	65以下

(備考) 下線の項目は環境基準を上回っていることを表す。

表中の「—」は、測定していないことを表す。

※1 大字上白水 219-1 付近 (白水大池公園駐車場)

※2 昇町 7 丁目 58 番地付近

※3 須玖南 3 丁目 177 番地前

※4 岡本 1 丁目 92 番地付近

※5 須玖南 1 丁目地内

※6 須玖北 1 丁目地内

(3) 騒音・振動関係

① 特定施設等の届出状況（平成 24 年度末現在）

(7) 騒音規制法に基づくもの

区 分	工場数
金属加工機械	0
空気圧縮機等	143
土石用破碎機等	1
織機	0
建設用資材製造機械	0
穀物用製粉機	0
木材加工機械	3
抄紙機	0
印刷機械	0
合成樹脂用射出成形機	0
鋳造型機	0
合 計	147

(イ) 振動規制法に基づくもの

区 分	工場数
金属加工機械	0
空気圧縮機等	33
土石用破碎機等	1
織機	0
建設用資材製造機械	0
穀物用製粉機	0
木材加工機械	0
抄紙機	2
印刷機械	0
合成樹脂用射出成形機	0
鋳造型機	36
合 計	72

② 特定建設作業の届出状況（平成 24 年度末現在）

(7) 騒音規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等使用作業	7
びょう打機使用作業	0
削岩機使用作業	13
空気圧縮機使用作業	5
コンクリートプラント作業	0
バックホウ使用作業	6
トラクターショベル使用作業	0
ブルドーザー使用作業	0
合 計	31

(イ) 振動規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等使用作業	0
鋼球使用破壊作業	33
舗装版破碎使用作業	1
ブレーカー使用作業	0
合 計	34

### Ⅲ 「春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の取組状況」資料

#### 1 二酸化炭素排出量の推計方法

実行計画の部門別二酸化炭素排出量の推移は、環境省が平成 21 年 6 月に作成した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）」及び平成 22 年 8 月に作成した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）簡易版」を参考に推計を行いました。

継続的に排出量の把握を可能とするため、推計可能であり、また、簡易な手法により算定を行うこととしていますが、事業者の協力によりエネルギー使用量のデータが入手可能な場合は、市域の二酸化炭素排出量の精度を高める点から、実際のエネルギー使用量から推計を行うこととしています。

部門		算定式	
産業部門	農林水産業	福岡県エネルギー消費量×春日市従業者数÷福岡県従業者数×44/12（二酸化炭素換算係数）	
	建設業・ 鉱業	福岡県エネルギー消費量×春日市従業者数÷福岡県従業者数×44/12（二酸化炭素換算係数）	
	製造業	福岡県エネルギー消費量×春日市製造品出荷額÷福岡県製造品出荷額×44/12（二酸化炭素換算係数）	
民生部門	家庭	電力	春日市電気使用量×電気事業者別実排出係数（※）
		都市ガス	春日市都市ガス使用量×二酸化炭素排出係数
		LP ガス	福岡県石油ガス消費量×春日市世帯数÷福岡県世帯数×二酸化炭素排出係数
	業務	福岡県エネルギー消費量×春日市業務用延床面積÷福岡県業務用延床面積×44/12（二酸化炭素換算係数）	
運輸部門	自動車	旅客	全国エネルギー消費量×春日市保有台数÷全国保有台数×44/12（二酸化炭素換算係数）
		貨物	全国エネルギー消費量×春日市保有台数÷全国保有台数×44/12（二酸化炭素換算係数）
	鉄道	旅客	全国エネルギー消費量×春日市内旅客営業キロ数÷全国旅客営業キロ数×44/12（二酸化炭素換算係数）
		貨物	全国エネルギー消費量×春日市内貨物営業キロ数÷全国貨物営業キロ数×44/12（二酸化炭素換算係数）
一般廃棄物	プラスチック類	焼却処理量×（1－水分率）×プラスチック類比率×廃プラの焼却に伴う二酸化炭素排出係数	
	合成繊維	焼却処理量×0.028（全国平均合成繊維比率）×合成繊維の焼却に伴う二酸化炭素排出係数	

## 2 推定の算出根拠

◆福岡県エネルギー消費量	… 都道府県別エネルギー消費統計（経済産業省）
◆春日市従業者数・福岡県従業者数	… H24 経済センサス活動調査
◆福岡県・春日市製造品出荷額	… 工業統計調査－市区町村編－（経済産業省）
◆春日市電気使用量	… 春日市内電力使用量等の推移（九州電力）
◆春日市都市ガス使用量	… 都市ガス使用量の推移（西部ガス）
◆二酸化炭素排出係数	… 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（環境省）
◆福岡県石油ガス消費量	… 都道府県別エネルギー消費統計（経済産業省）
◆福岡県世帯数・春日市世帯数	… 福岡県データウェブ（福岡県）
◆福岡県・春日市業務用延床面積	… 市町村課税状況調（固定資産概要調書（家屋））（福岡県）
◆春日市保有台数	… 市勢統計（春日市）
◆福岡県保有台数・全国保有台数	… 自動車検査登録情報協会
◆全国エネルギー消費量	… エネルギー消費統計調査
◆春日市内旅客・貨物営業キロ数	… 春日市地理情報システム
◆全国旅客・貨物営業キロ数	… 鉄道輸送統計年報（国土交通省）
◆焼却処理量・水分率 ・プラスチック類比率	… 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

## IV 「エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）の取組状況」資料

### 1 対象

温室効果ガスには、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）がありますが、本市の温室効果ガス総排出量の約95%は二酸化炭素と推定されるため、「エコオフィスプランかすが（春日市環境配慮率先実行計画）」において、削減対象は二酸化炭素のみとしています。

### 2 二酸化炭素の排出区分

二酸化炭素の排出は以下の区分に分けられます。

- ・燃料・・・電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、灯油、A重油
- ・燃料以外・・・水道

### 3 二酸化炭素排出係数

#### (1) 燃料

##### (7) 電気（電気事業者別 CO<sub>2</sub>実排出係数）

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
株九州電力 (単位：KgCO <sub>2</sub> /kWh)	0.348	0.369	0.385	0.525

※電気使用量に伴う二酸化炭素排出量の算定式

＝当該年度電気使用量×当該年度の前年度排出係数

(例) H24年度電気使用量×H23年度排出係数

#### (イ) 電気以外の排出係数

	H21	H24
都市ガス	2.23 KgCO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	2.23 KgCO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
LPガス	3.00 KgCO <sub>2</sub> /kg	3.00 KgCO <sub>2</sub> /kg
ガソリン	2.32 KgCO <sub>2</sub> /ℓ	2.32 KgCO <sub>2</sub> /ℓ
灯油	2.49 KgCO <sub>2</sub> /ℓ	2.49 KgCO <sub>2</sub> /ℓ
A重油	2.71 KgCO <sub>2</sub> /ℓ	2.71 KgCO <sub>2</sub> /ℓ

#### (2) 燃料以外

	H21	H24
水道	0.36 KgCO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	0.36 KgCO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>

## V 用語集

### あ行

#### ◇ISO14001認証

ISO14001は、ISOが定めた事業者の環境保全行動の規格です。この規格を守っているかどうかを認証機関が審査し、合格した事業者には認証が行われることになっています。

#### ◇アイドリングストップ

信号待ち等の自動車停車時にエンジンを停止することです。二酸化炭素の排出削減に効果があります。

#### ◇アダプトプログラム

ボランティアとなる市民や地元企業が「里親」となって、清掃美化する場所を養子（アダプト）とみなして、定期的に清掃などを行い、維持管理していくことです。

#### ◇エコアクション21

エコアクション21は、全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインです。このガイドラインに基づきエコアクション21審査人が取組を行う事業者を審査し、同中央事務局が認証・登録します。

#### ◇エコ・ショップ

小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで、環境に配慮した商品の販売、又は簡易包装の実行や空き缶・空きびんの回収などを積極的に行う店のことです。

#### ◇温室効果ガス

地表面から宇宙に放出される熱（赤外線）をさえぎる働き（温室効果）を持つ気体のことです。地球温暖化対策推進法で定める温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類など6種類が指定されています。主に人間の諸活動にともなって発生しているため、人間活動からの発生を抑制する取組が緊急の課題となっています。

### か行

#### ◇環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の目標として、国が定めた具体的な数値基準のことをいいます。

#### ◇環境負荷

環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されています。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがあります。

#### ◇環境マネジメントシステム

環境に与える悪影響を少なくするため、経営に環境方針を取り入れ環境影響と環境側面の評価に基づいて目標を立て実行していくもので、「計画→実施→点検→見直し」のサイクルによって継続的な環境の改善を図っていくシステムです。

#### ◇降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下あるいは単独の形で降下するばいじんのことです。

#### ◇こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動や環境学習を行うクラブです。登録した会員には、年間を通じて環境を守る自主活動（エコロジカルあくしょん）等を進めるための情報提供などを無料で行っています。

#### ◇コミュニティ・民間活動団体

コミュニティとは、一般的に地域共同体又は地域共同社会と訳されますが、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりを行うための集まりを指すこともあります。春日市環境基本計画の指す民間活動団体とは、

環境保全・創造に関する活動を行っている民間の団体やグループのことで。

#### ◇コンポスト

家庭から出る生ごみなどの有機物質を原料として、微生物の働きによって作られる堆肥のことです。

### さ行

#### ◇産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等の 20 種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物（家庭等から排出されるごみ）と区別されます。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務があります。

#### ◇市街化区域

都市計画法に基づき、既成市街地及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定められた区域です。

#### ◇市街化調整区域

都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域として定められる区域です。この区域での開発行為は厳しく制限されます。

#### ◇自然エネルギー

太陽エネルギーそのものを熱や電力に変えて利用するもののほか、水力、風力、波力、潮力、バイオマスエネルギーなどがあります。

#### ◇親水緑道

河川、海岸、池、湖沼など水辺の形態や規模のいかんによらず、水を主題とし、「意図的」に水と親しむことを主目的とした緑道をいいます。緑道とは、一般的には自動車交通と分離させて系統的にもうけられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することにより多目的空間として機能するものをいいます。

#### ◇水素イオン濃度（pH）

酸性又はアルカリ性の程度を示す指標で、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下は酸性を示します。河川のpHの環境基準値は類型別に定められており「6.5~8.5」となっています。

#### ◇全窒素濃度

無機性窒素と有機性窒素の合計量のことをいいます。有機性窒素は生物体の構成要素のタンパク質に主として含まれるものであり、生物体自身または排泄物中に含まれています。総窒素ともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

#### ◇せん定樹木のリサイクル

これまで焼却や埋め立てにより処分してきた植物廃材（植栽の維持管理に伴い発生するせん定枝葉、刈草、刈芝等や落葉落枝、枯損木等）を雑草抑止剤など有用な資源として再利用するとともに、廃棄物の減化を図ることです。

#### ◇全リン濃度

有機性リンと無機性リンの合計量のことをいいます。窒素と同様に、有機化することにより生物体として水と異なる挙動を示すこととなります。総リンともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

### た行

#### ◇ダイオキシン類

意図して製造・使用される化学物質ではありませんが、他の化学物質の製造や燃焼などに伴って生成されるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（75 種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（135 種類）、コプラナーPBC（10 数種類）の総称です。ダイオキシン類の中には、毒性があるとみなされているもの（29 種類）があります。

#### ◇大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいいます。ほとんどの種類の大腸菌には病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、排泄物とともに排出されます。大腸菌の検出検査は精



度が高いので、赤痢菌等腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。

#### ◇WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略です。航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯等を考慮し定められます。

#### ◇地球温暖化対策の推進に関する法律

1997年12月のCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）で先進国の国ごとの温室効果ガス排出削減目標を定めた京都議定書の採択に、日本も合意したことを踏まえ、温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）やメタンガス、フロンガスなどの6物質の削減を目的に、1998年に公布された法律です。

#### ◇低公害車

騒音の発生や大気汚染物質の排出が少ない自動車の総称です。電気、燃料電池、天然ガス等を動力源とする低公害車があります。

#### ◇低燃費車

省エネ法に基づき定められている燃費基準（トップランナー基準）を達成している自動車をいいます。目標基準値は、燃料別（ガソリン車、ディーゼル車、LPG車）、用途別（乗用車、貨物車）に車両重量に基づいて定められています。

#### ◇出前講座

自治会、学校、市民団体などの依頼に基づき行政職員や専門家が公民館等に出向いて、ごみ処理、リサイクル、省エネ省資源などの環境に関係することをテーマに開催する説明会や講演会のことです。

#### ◇天然ガス車

天然ガスを圧縮した燃料を動力源とした自動車のことです。ガソリン車やディーゼル車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並で黒煙を全く

出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車です。

#### ◇特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、騒音規制法及び振動規制法において政令で定めるものをいいます。

#### ◇特定施設

工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、法律や条例で届出が義務付けられている施設の総称をいいます。

#### ◇特別緑地保全地区

防災、緩衝的機能や伝統、文化的意義を有する緑地、又は住民の健全な生活環境を確保するための風致景観に優れた緑地で、都市緑地法に基づき指定された地区です。

#### ◇都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたものです。具体的には、総合公園と運動公園によって構成されます。

#### ◇都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域です。都市計画区域の指定は都道府県知事が行い、区域内において一定規模以上の開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

#### ◇都市公園

地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地で、その設置者が設ける公園施設を含むものです。なお自然公園法に定める国立公園又は国定公園の施設たる公園又は緑地等は、都市公園に含まれません。

## な行

### ◇二酸化硫黄

気体は亜硫酸ガスともいいます。有毒で石油や石炭の燃焼時に硫黄（S）分が酸化することにより排出されます。無色刺激臭の気体で酸性雨の原因物質であるとともに、人体に対しては粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

### ◇二酸化炭素

無色、無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が温室効果を促進させるおそれがあるとして、化石燃料等の消費に伴う発生量の抑制、固定化技術の開発等が行われています。

### ◇二酸化窒素

主に化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が大気中でさらに酸化されたものです。酸性雨の原因物質であり、また、水に溶解しにくいので肺深部に達し、呼吸器への影響があることで知られています。

## は行

### ◇ハイブリッド車

動力源として、ガソリンエンジンと電気モーターを併用する自動車のことで、大気汚染物質の排出はガソリンエンジンの 10 分の 1 程度に抑えられ、燃費は数倍向上します。

### ◇浮遊物質

水中に浮遊する物質の量をいい、一定の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表します。

### ◇フリーマーケット

公園や駐車場等を会場にして住民が不要な品物を持ち寄って、安価で売買を行う市のことです。リサイクル運動の一つとしてゴミの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的としており、全国各地で開催されています。

## ま行

### ◇マンガン

地殻中に存在し、生物には必須元素の一種ですが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を製錬する時、マンガン鉱（褐石、 $MnO_2$ （二酸化マンガン））により中毒をおこすことがあり、慢性神経症（マンガン病）を発症するおそれがあります。

### ◇緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。市町村が都市計画区域内において、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定します。

平成 24 年度版春日市環境報告書

- ◆発行年月 平成 26 年 2 月
- ◆発行者 春日市
- ◆編集 春日市 地域生活部 環境課

〒 8 1 6 - 8 5 0 1  
春日市原町 3 丁目 1 - 5

電話 : 092-584-1111 FAX : 092-584-1147  
E-mail : kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp



**住みよさ発見市民都市かすが**